

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 瑞穂市監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	磯部基宏
総務部長	石田博文	市民部長	臼井敏明
巢南庁舎 管理部長	広瀬進一	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	桑原秀幸	環境水道部長	矢野隆博
教育委員会 事務局長	佐藤雅人	会計管理者	清水千尋
監査委員 事務局長代理	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	古澤秀樹
書記	廣瀬潤一		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

本日も朝から傍聴いただき、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から、議案第41号瑞穂市監査委員の選任についての議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川君。

○4番（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

また、傍聴の方、早朝よりお忙しいところ傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

本日、私のほうからは、国道21号線の整備について、災害時のドローンの活用法について、ChatGPTの運用についての3点を質問させていただきます。

これよりは、質問席より質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

本年5月8日に、瑞穂市を含む西美濃4市9町で、国道整備期成同盟会が設立されました。この同盟会は、東海環状自動車道を早期に完成させるとともに、当地域におけるストック効果（道路が整備されることにより、その地域の経済効果を高める）を最大限に発揮するため、直轄国道の整備を強力に推進します。瑞穂市に係る国道21号岐大バイパスは、瑞穂市から大垣西インターまでを優先的に整備するとともに、この区間全線6車線化の事業を推進しますとなっています。

国道21号線は、岐阜市茜部本郷から穂積大橋東までの立体化事業が一昨年公表され、昨年5月21日に国道21号岐大バイパス岐阜市内立体中心くい打ち式が市橋小学校において開催されました。いよいよ国道21号線の立体化事業が、岐阜市茜部本郷交差点から下奈良交差点まで、延長約5キロが開始されます。

森市長は、6月1日の2期目の登庁式の挨拶の中で、道の駅の整備、防災拠点となるヘリポート、企業・商業施設の誘致等の発言があり、また立体化事業は瑞穂市にとってメリットとして捉えているとの発言もありました。

これよりは、国道21号線の整備について質問させていただきます。

まず、瑞穂市にも大きく関係があります茜部本郷から下奈良交差点までの整備状況、今後の計画、下奈良地区での本線への合流方法など、分かる範囲内で結構ですでお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

北川議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、岐阜市茜部本郷から下奈良交差点までの延長5キロ区間において、国道21号の立体化工事が始まります。今年5月には、茜部本郷交差点から茜部中島交差点間において切り回し工事に着手されたと聞いております。

また、下奈良地区においては、国道21号本線が高架部に連結し、岐阜市街地においては高架部と平面部の連絡としては上下線ともランプを利用した乗降方法と聞いております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

立体化することにより、交通量も増えます。そこで、質問いたします。

穂積大橋西端から下牛牧交差点まで6車線化されていますが、その先、揖斐川までの6車線化の整備はいつ頃になるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今年度、下牛牧交差点から大垣西インターチェンジまでの区間においては、引き続き道路の状況把握のため、交通状況の調査などが進められると聞いております。

なお、道路整備の実施時期については未定であると聞いておりますが、今後も国道21号、22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会や西美濃地域国道整備促進期成同盟会において、整備の促進を国へ強く要望してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは次に、さきの登庁式の中での市長の発言についてお尋ねいたします。

国道21号線沿いで企業誘致や整備が可能な場所は、穂積関東地区、穂積グラウンド、横屋下吹地区の3か所になると言われましたが、それぞれについて市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） お示しされた国道21号の3か所について、まず穂積関東地区ですが、こちらは河川区域内となっているため、企業誘致には適さないと考えます。また、この場所は国土交通省の木曾川水系河川整備計画では水防拠点に位置づけられており、整備が計画されております。

次に、穂積グラウンドですが、現在グラウンドとして市民の皆様が御利用されていること、地震・火事の際の指定緊急避難所に指定されていることから、直ちに企業誘致の用地候補とすることはありませんが、仮にこれらの機能を別の施設に移す、または新たな代替施設を設けることができた場合は、都市計画の用途地域で国道21号の隣接部分の約5,000平方メートルは商業地域として、それ以外の約2万平方メートルは工業地域に指定されているため、瑞穂市内の都市計画区域内では有力な企業誘致の用地候補になると考えます。

最後に、横屋下吹地区ですが、こちらは都市計画上の市街化調整区域となっております。

この場所は、瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、計画的な市街地の形成と市街化区域への編入検討との記載があり、社会情勢や民間の開発動向などを踏まえ、今後都市計画の見直しが可能となった場合は、まずは国道21号沿いの部分を企業誘致の候補として活用できるものと考えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今、都市整備部長のほうから答弁いただきましたが、その答弁の中で、横屋下吹地区についてお尋ねいたします。

瑞穂市都市計画マスタープランによりますと、広域的な幹線道路の沿道という利便性を生かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や流通施設、業務施設等が立地する非居住系を基本とした土地利用を図りますとうたい、南地域のまちづくり構想では21号線市道西部環状線の早期ネットワークの整備、樽見鉄道へのアクセスの向上等を掲げてみえますが、市側の今後の予定をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 岐阜都市計画区域マスタープランにおいて、市街地の拡大の可

能性として、国道21号などの幹線道路沿道などの交通利便性の高い地域において、交通利便性を生かした商業系や工業系の立地需要が今後も見込まれることから、新たな工業系や商業系市街地の形成を計画的に進めていく必要があるとされております。

瑞穂市の南西部に位置する横屋下吹地区は、国道21号の沿線であり、計画している西部環状道路との結束点にもなり、瑞穂市の西の玄関口として非常にポテンシャルの高い地域であり、瑞穂市都市計画マスタープランでも、それに即した地域生活拠点である国道21号沿線周辺地区と位置づけ、商業機能、住居機能などを形成する土地利用を検討することとしております。

今年度より、瑞穂市都市計画マスタープランの令和7年度改定に向け、策定を進めていきます。その策定を進めていく上で、本市の活力を維持し、持続的な発展を図る上でも重要な役割を担う国道21号など幹線道路沿道などの区域区分の見直しなどを含め、適正な誘導等を図るための検討を進めていきたいと考えております。

市街化調整区域を市街化区域に編入することは大変高いハードルではありますが、土地の有効・高度利用と良好な市街地環境の形成を図っていききたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今、下吹地区は市街化調整区域になっておりますけど、何とか市街化区域に編入していただいて、土地の有効利用をしていただきたいと思います。

それでは、今少し答弁の中にもありましたんですけども、瑞穂市では平成20年9月に瑞穂市都市計画マスタープランを策定し、平成23年10月に社会情勢に対応するため、一部変更され、その後、瑞穂市第2次総合計画の方針に基づき、平成30年3月に改定されました。本市を取り巻く情勢は大きく変化してきています。巨大大業を反映した都市づくりをつくるためのマスタープランの見直しを考えてみえるのか、また改定時期はいつ頃になるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市都市計画マスタープランの定期改定は令和7年としており、それに向け、現マスタープランの進捗確認を行い、住民アンケート調査、地区別構想案の作成のための説明会などを経て、改定を行ってまいります。

都市計画マスタープランは、都市づくりの将来ビジョンを確立し、おおむね20年後の都市のあるべき姿を示すもので、そのため5年ごとに実施する都市計画基礎調査に基づき、人口規模、産業分類別就業人口、土地利用や交通量、公共施設の整備などについて将来の見通し、目標を明らかにしていくものとなっております。

新庁舎建設やJR穂積駅周辺整備、周辺市町の高速道路のインターチェンジの開通や岐阜・奥南・大野線の先線計画など、市にとって大幅な都市構造の変化は、市の土地利用・道路ネッ

トワークにも多大な影響をもたらすことが予想されますので、その必要に応じて改定を行う考えでおります。以上でございます。

[ 4 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4 番（北川静男君） 次世代を担う子供たちが夢を描き、希望が持てる将来を見据えたまちづくりをつくるためにも、マスタープランの見直しをお願いいたします。

次に、市長が立体化事業は瑞穂市にとってメリットとして捉えていることについてお聞きしますが、国道21号線沿いの企業、商業施設の誘致や全線6車線化についての考え、見込みについて市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） おはようございます。

北川議員から、国道21号線の整備についての御質問をいただいております。

私は今までこの4年間、近隣自治体の首長さんと共に、東海環状自動車道路の早期整備の要望活動を行ってまいりました。その東海環状自動車道路も、来年度には山県インターから大野神戸インターまでが開通予定で、そして令和8年には全線が開通する見込みで、順調に進んでおります。いよいよこれからは国道21号線の整備へと進んでいくということから、御質問の岐阜市の茜部本郷インターから穂積大橋の東詰までが立体化、高架化の事業になり、8車線になる事業が現在進んでおります。この立体化事業は、瑞穂市にとってメリットがある事業だと位置づけております。各務原のほうからノンストップで信号なしで穂積大橋まで来て、穂積大橋から合流して、休憩をされたりお買物をされたりする方が増えるということを予想しております。

その穂積大橋を下りた西側の南側、穂積の関東地域では、国土交通省が防災の拠点としてヘリポートの整備も含めた、そんな計画がございます。この高台になる防災の拠点を瑞穂市の防災のステーションというような、そんな位置づけをもって調査を検討していかなければならないということの一つ思っております。

そして、2つ目は稲里地内の瑞穂市の野球場、サッカー場の活用についても、先ほど担当部長のほうからお答えはしておりますが、商業施設などにも有効な企業誘致の場所になるということで、代替施設が可能であるならば、こちらについても有効な活用ができると思います。

さらに、下牛牧交差点から揖斐川までの間、立体化が始まるまでの間に必ず6車線化を進めていかなければならないということを考えています。その中で、犀川から揖斐川までの間の横屋下吹地域についても、現在市の都市計画マスタープランにおいて、商業施設などの誘致を国道21号の沿線上に進めているというような、マスタープランにも掲載がなされております。

現在も数社の企業から引き合いがあるということから、現在、市が岐阜都市計画区域マスタ

ープランの改定前に、市が持っている商業フレームを、この国道21号線沿いにこの商業フレームを市街化区域に編入できるかどうかということを検討していきたいということを今、思っております。

今お答えしたのは、国道21号線に市が所有している市街化の中でも、商業フレームを岐阜都市計画区域マスタープランの改定前に市街化区域への編入ができるかどうかの可能性を探るといようなことの御答弁をさせていただきました。

いずれにしましても、この国道21号線の整備は、瑞穂市にとってとても企業誘致などの面で利点がある、これからやっていかなければならない国道21号線の誘致であるということ答弁させていただきました。

[ 4 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

国道21号線沿いの整備をぜひやっていただきたいと思います。

それでは次に、私は過去に防災対策について一般質問をしてきましたが、本日はさらに掘り下げて、災害時のドローン活用方法について質問いたします。

日本は、地形、地質、気象などの自然状況により、台風や地震、津波などの様々な自然災害が発生しやすい国土と言えます。南海トラフ地震などの大規模地震が30年以内の近い将来に発生する確率は70%以上であると予想されています。

それに加え、昨今では線状降水帯による大雨が多発し、被害が相次いで出ています。人の力では防ぐことのできない自然災害は、日頃から防災対策をしっかりと行っていくことが大切です。

しかし、現実に自然災害が発生した場合、数か月に及ぶ避難生活が必要になったり、道路が塞がってしまい避難ができなくなるなど、想定外のトラブルが起こり得るのではないのでしょうか。そのような自然災害のトラブルに対し、急激に進化が進んでいるドローンの活用が注目されています。

そこで質問いたします。

まず最初に、当市では災害時にドローンを活用される考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

議員言われるとおり、近年ドローンは著しく進化しており、現在の防災を考えていく上では有効な手段の一つと考えております。また、様々な機能に特化したドローンは、防災面以外にも工事現場、まちの魅力発信のための市内撮影など、様々な場所で活用することができると考

えております。

本市におきましても、ドローンを市で2台保有しており、過去には職員研修も開催していましたが、現在は行えていないのが実情です。

操縦士の育成や災害時の職員の不足等を考慮すれば、職員の育成も必要ではありますが、ドローンを活用した事業所等との災害協定や瑞穂消防署との協力により、災害時にドローンを活用していくことも視野に入れ、検討していきたいと考えております。

また、朝日大学との連携協定の中でドローンを活用した研修等を行いながら、様々な際に活用できるよう進めていきたいと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

ドローンは、空中撮影による状況の把握、記録映像の撮影、逃げ遅れた人の捜索、犯罪を防ぐためのパトロール、孤立地域などへの物資の搬送など、多岐にわたり活用方法があります。

最近では、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨、2019年の台風19号、2021年の熱海の土石流などで自治体が活用しています。

このような実態を市側はどう捉えて、今後どうされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員紹介の熱海土石流災害時のドローンの活用事例につきましては、新聞報道、インターネット、県からの情報提供など、様々な情報を得ております。警察、消防、行政機関等が活用したと聞いております。

ドローンの活用につきましては、御存じのとおり、空中から写真や動画を撮影することができるため、災害・被害現場の状況や全体像をいち早く把握することができることや、それに加え、現地の状況をリアルタイムに映像で映し出すことも可能なため、災害対策本部などでその映像を活用し、人命救助や捜索活動などに生かされたことなどであったと理解しております。また、その撮影された画像につきましては、その後の検証や復興、復旧にも役立てられたと聞いております。

近年のドローンは、防災業務において非常に有効な手段になると考えております。また、災害時の情報収集において、重要な役割を果たすことができる機能を持っていると考えます。

しかし、精密機械であるがゆえに欠点もあり、雨天時や台風のような強い風には機能しなくなるといったデメリットもあるようですので、活用する場面などは事前にしっかりと想定をして、災害時に対処していくことが必要と考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、いろんな雨などにと、ドローンのもっとよいものを購入していただければ被害はかなり少なく済むと思います。また、総務省消防庁によりますと、2021年6月の時点で、全国720余消防本部のうち、383か所がドローンを所持、または民間団体などと協定を結ぶなどを行っています。消防車が到着するまでの間に、指揮車の隊員がドローンを活用することで火災現場の状況をいち早く把握し、最適な対策を行うことが可能です。また、ドローンに赤外線カメラを搭載することによって、火災現場の温度変化を感知し、危険箇所の把握ができます。

瑞穂消防署には導入の考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現在、瑞穂消防署には1台、ドローンが配備されております。瑞穂消防署にドローンの使用状況について確認しましたところ、ドローンの性能として、動画撮影はもちろん、ライトをつけ、現場に明かりをとすなど、音声を発し、被災者等に情報を伝えることもできるとお聞きしております。

災害での利用につきましては、さきの熱海の土砂災害と同様に、空から撮影することにより、被害状況の全体像の把握、人命救助や捜索活動などに活用され、また火災現場では鎮火後の状況撮影などに利用されております。

また、岐阜市消防本部管内では、本部をはじめとして、中消防署、北消防署に各1台のドローンが配備されており、本部には今年度、ハイスペックドローンが総務省より貸与されたと伺っております。

こうしたことから、災害現場、火災現場でのドローン活用は非常に有効な手段と考えますので、消防署と協力しながら活用していくことを考えていきたいと思っております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

ドローンとは、人を乗せず、遠隔または自動制御で操縦できる航空機のことを指し、無人航空機と呼ばれています。もともとは軍事目的で開発されたものです。2022年12月からは、国家資格としての免許制度が導入されたため、国家資格と民間資格の2種類があります。国家資格（一等無人航空機操縦士）を取得すると、レベル4（有人地帯）での飛行ができるようになります。

市として、職員にドローンの免許を取得させる考えはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、2022年12月5日より、ドローンの国家資格制度が開始されました。それまでドローンの資格は民間資格のみでございましたが、国家資格導

入以降は、ドローン操縦のための操縦ライセンスや機体認証が必要になりました。新たな資格や基準を設け、有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）が解禁されております。

先ほども答弁させていただきましたが、本市におきましては2台のドローンを保有しておりますが、最近では職員研修等の実績がなく、活用されていないのが実情でございます。

そこで、議員御質問の職員のドローンの免許取得についてでございますが、まずは瑞穂市小型無人航空機庁内管理運用要綱にある運用の範囲に示されるように、広報紙、インターネット等を利用して市の魅力を発信すること、並びに防災、減災、災害発生時等の被害状況把握及びインフラ状況把握を目的とした運用ができるよう、研修を増やし、ドローンを活用できる職員を増やしていきたいと考えております。

また、災害時のみではなく、様々な用途で活用でき、ドローン免許を取得する必要性があると考えておりますので、令和6年度より取得に向け、進めていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

無人地帯での飛行は届出だけで免許は要らないんですけど、有人地帯での飛行は国家資格が必要となりますので、ぜひ職員の方にも資格を取得していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年11月にアメリカの新興企業OpenAIが発表した対話型AI、ChatGPTが公開されるや否や、3か月足らずでユーザーは1億人を突破しました。ChatGPTとは、入力した質問に対し、ネット上の膨大なデータを学習した人工知能（AI）が文章で回答する自動応答ソフトで、文章や画像をつくる生成AIの一つです。

アメリカ投資会社ゴールドマンサックスが今年3月に、生成AIが経済成長に及ぼす影響について発表し、仕事の効率化が進む結果、世界のGDPは10年後に約970兆円増加すると予想しています。革新的な生産性向上が期待できる反面、一方では個人情報流出や著作権侵害などのおそれが指摘されています。しかし、使い方を間違えなければ問題はありません。

そのような中で、中部地方の一部の自治体で活用に向けた動きが広がっています。業務の効率化や市民サービスの向上につなげるのが狙いです。長野県飯田市、三重県伊賀市、静岡県島田市等、試験運用や実証実験を始めた自治体が全国的にも多く出始めています。

瑞穂市では、ChatGPTの活用についてどう捉えているのか、また試験運用や実証実験の予定があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めましておはようございます。

議員の御質問にお答えいたします。

ChatGPTの活用につきましては、ChatGPT等の生成A I 技術の利用により、市民サービスの向上や行政事務の効率化が図れるものについて検討が必要かと考えます。

ChatGPT利用による個人情報流出、ChatGPTでつくられた回答の著作権侵害など、総務省より「ChatGPT等の生成A I の業務利用に関する申合せ」に関する通知がございました。

内容といたしましては、現在のChatGPTは約款型外部サービスに区分されるサービスであること、約款型外部サービスでは原則として要機密情報を取り扱うことはできないこと、要機密情報を含まない場合であっても、利用に当たっては組織の規程にのっとり、承認を得る手続が必要であることとあり、これにつきまして当市では職員に周知をしておるところでございます。

また、瑞穂市セキュリティポリシーで「外部サービスの利用における対策の実施として、職員等は利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で利用申請をし、適正な措置を講じて利用しなければならない」としておりますので、現時点では実証実験の予定はありませんが、他の先進地の利用状況を見据えながら、セキュリティポリシーにのっとり運用を検討していかねばならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

ぜひ市民サービスの向上につなげるのを目的で導入のほうを検討していただきたいものです。

本日は、2期目に突入した森市長が掲げるイノベーションのために多岐にわたり質問させていただきました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時50分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号1番の創緑会、広瀬守克でございます。

本当に早朝より傍聴ありがとうございます。今日、私これから質問させていただきますが、

瑞穂市は、昨日もいろいろ答弁の中にもございましたが、18本の1級河川が流れる、本当に水に恵まれた自然豊かな地域でございます。また、富有柿の発祥としても知られておるまちでございます。面積は約28平方キロメートルとコンパクトなまちであります。そのまちの中にJRの穂積駅があり、名古屋駅まで25分と本当に交通の便がよいところでございます。また、人口は県内で増加率、増加数ともにナンバーワンでございます。平均年齢は、このまちは40歳代の前半であり、これも県内1位と若い世代に選ばれているまちでございます。

また、SNSに載っていた記事ではございますが、某企業で2022年に開始されました子育てしやすいまち、子育てするならどこがいいという視点で住みよさランキングから選んだ12の指標で算出したランキングが出ております。子育てしやすい自治体ランキングによりますと、名古屋圏ではございますが、当市は前回の調査では35位でありましたけれども、今回7位に上昇しております。

そういった自然豊かで交通の便もよく、人口も増加し、平均年齢も若く、子育てしやすいこのランキングの上昇しているまちになっている中で、今回は、私は3つのテーマで質問をさせていただきます。

1つ目は県との人事交流について、2つ目は特色ある保育所について、3つ目は瑞穂市の人権尊重についてでございます。

以下は質問席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは質問させていただきます。

1つ目、県との人事交流についてでございます。

今年の4月から、県との人事交流がなくなりました。昨年までは宇野調整監がいらっしゃったわけですがけれども、現在瑞穂市ではいろんな事業を抱えております。公共下水道事業、穂積駅の周辺整備事業、それから犀川のグリーンインフラ事業。そういったことを考えると、県からの人事交流というのは大変必要ではあるし、重要ではあると考えるわけでございますが、どのような経緯で県との人事交流がなくなったのか、中止されたのかをまず御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

県より人事交流募集の案内がございまして、県に申請をすることで県と市町村との人事交流要綱に基づいた職員の派遣を県と瑞穂市の間で平成17年度から行っていました。昨年度も県へ令和5年度の人事交流を希望する申請をし、副市長を中心に県との調整を何度も行ったんですが、平成17年度から毎年人事交流が続いていたため、あまりに長期間続いていることなどを理由に今回は申請が通らず、やむなく行うことができませんでした。

しかし、県の担当部署には瑞穂市の人事交流に関する熱意が伝わり、来年度以降につきまし

ては、人事交流が確約されたわけではございませんが、再度人事交流について御検討いただける旨のお返事をいただいております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ぜひ、やはり大変重要なことになってきますし、やはり県からのそういったいろんな知識とか、そういったものをいただかないかんとすることもございますので、ぜひしっかりと要望していただきたいと思います。

それでは2つ目に参りますけれども、来年度に向けて、県との人事交流、今はいらっしゃらないということなんですけど、どのように考えてみえるか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後、瑞穂市では公共下水道事業、穂積駅周辺整備事業、犀川グリーンインフラ事業のほか、新庁舎建設事業など、主要事業を進めていかなければなりません。当市といたしましては、来年度に向けて、引き続き県との人事交流の申請をすることはもちろん、さきの事業を強力に推し進めていただくことのできる人材を派遣していただくよう県との調整を熱意を持って進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ぜひ、本当に強力な人材が来ていただけると瑞穂のまちもまたよくなると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

というところで、人事交流について最後の質問になります。

県・国との人事交流ができるポストは、昨年までいらっしゃった調整監、政策企画監、副市長2人制というのもあると考えてはおるんですが、民間の活力も視野に入れた考えというか、そういったものもあると思うんですが、そこのところをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 平成17年度から平成27年度までは、県から調整監、平成28年度から令和元年度までは政策企画監、令和2年度から令和4年度までは調整監として、県からの職員の派遣をいただきました。

調整監にあつては、都市整備部に配置し、県との強いパイプを持って関連事業に当たっていただきました。また、政策企画監にあつては、市のナンバー3の立ち位置で、企画部、総務部、都市整備部、環境水道部の事業に幅広く携わっていただきました。

先ほども申しあげました県との人事交流を進めながら、同時に国の地方創生事業における人材活用制度などを利用して、民間事業者からノウハウを持った人材を市の幹部職員として受け入れることができないか。例えば、ふるさと納税、特産品販売、企業誘致などの分野で民間活

力を導入し、市における産業分野の活性化を図ることができないか、現在担当課において検討をしております。

副市長の2名体制という考え方もございますが、今後は当市の強みや魅力を最大限に引き出すことができる、より特化した分野のエキスパートが必要と考えております。そのような分野での活躍が期待できる民間の人材の登用も視野に入れながら、広く人材を求めていきたいと考えております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 本当に当市の強みを最大限に引き出せる、そういった分野のエキスパートをしっかりと見つけ出していただきたいと思います。

では、次の質問に参りますので、2つ目になります。

特色ある保育所についてでございますが、現在瑞穂市では公私連携型の保育事業を牛牧地区に進められています。さらに今年度、生津地区にも計画がされていくということでございますが、当市では特に未満児の入所希望者が多いと聞いておるわけでございます。私ごとでございますが、私のところもまだつい最近生まれた孫がおりますけれども、やはり共働きで何とかそういった未満児の入所もいろいろとということもございまして、早く保育所の整備、そういったものを願ってはおるわけでございます。

市長のマニフェストには、保育所の質・量の拡充という項目があるわけでございますが、政府も異次元の少子化対策として保育所の保育士の配置基準の見直しもあると、そういったものを聞いております。特色ある保育所、人気がある保育所、誰でも入所ができる保育所、地域に根づいた保育所がこれから求められていくと思われまして。

そういった中で質問させていただきますが、まず1つ目、瑞穂市の保育所のそれぞれの特色はあるのか、お聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

御質問にあります瑞穂市の保育所の特色についてですが、現在公立の園は8園あり、それぞれに特色がございます。

各保育所が作成しております経営方針には、経営の重点とともに、それぞれの園の特色が明確に記されておりまして、それを踏まえて目指す子供の姿が具体的に記載されております。

特色として、そこの中から3つ御紹介したいと思いますが、1つ目としては、それぞれの施設の場所の利点を生かした保育を行っております。具体的には、自然豊かで四季折々を感じることができる園では、子供たちは自然の中で遊んだり、生き物に触れたりして、様々な発見をすることができます。また、樽見鉄道沿線の環境を生かして園外散歩に出かけたり、地域の人

と触れ合ったりしている園もございます。

2つ目としましては、地域のボランティアの方と一緒に活動することを大切にしている園もございます。例を挙げますと、ヒマワリの種まきやお芋の苗植え、お餅つきなどの活動を行っております。

3つ目としましては、今日的な課題について取り組んでいる園もございます。例えば、SDGsの視点を取り入れた保育の推進です。昨年度、実施した運動会の種目においても、日頃意識している環境についての視点を考えられての種目がありました。

そうした特色ある活動や保育所での子供の様子については、園日よりでありますとか、お迎えの際に見ていただける場所に活動の写真等を掲示するなどして、保護者の方へ分かりやすくお伝えするように努めております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当にぜひ各8園ある中で、いろいろ地域によっての特色も出てくると思うんですが、本当に園児、小さい子はいろんなところに興味を持っておりますし、そういったところでぜひしっかりと教育をしていただければと思っております。ありがとうございます。

それでは2つ目、保育の質の向上を保育所ではどのように考え、進められているのか。また、不適切な保育とはどのような保育と考えているのか、お聞きいたします。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 保育の質の向上と不適切な保育についての御質問ですが、まずどの保育士も子供たちのために少しでもよい環境を提供していきたいと考えております。

保育所保育指針に述べられています保育の6つの目標を踏まえまして、瑞穂市教育大綱2021-2025では、学びの芽生えを育む幼児教育の推進として、個々の学びの中で道徳性や規範意識の芽生えを醸成し、基本的な生活習慣を育成すること、遊びや生活の中で豊かな言葉や表現力の向上を目指すこと、保育所、幼稚園と小学校との情報共有や連携強化を図ることなどを掲げております。このことを踏まえて、保育所の保育目標に向けて、園の特色を生かし、目指す子供の姿の育成に向けて保育を行っているところです。

保育士は、子供たちの今と未来の幸せを願い、育みたい子供の姿を具現するために保育に当たっておりますが、こうした目標に少しでも近づくことが保育の質の向上に当たると考えております。

逆に、不適切保育は、本来目指す方向に相反する言動であったり、子供の人権を思いやることを怠った行為だと言えます。

この令和5年5月にこども家庭庁から、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等

に関するガイドラインが出されまして、その中に虐待として、例えば殴る、蹴るといった暴行を加える身体的虐待、それから無視や言葉による脅かしといった子供に著しい心理的外傷を与える心理的虐待などが例示されておりまして、そこでは虐待等と疑われる事案についてを不適切な保育というふうに捉えておりまして、同様に考えております。

いずれにしましても、子供の人権や人格を尊重して保育に当たることが何よりも大切であり、職員一人一人の意識をより一層高めていく必要があると考えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 本当におっしゃるとおり、不適切な保育というのはやはりそういった虐待、そういったところになってくるわけでございますけれども、本当にどこまでが虐待になっていくのか、いろいろとやっぱり線が大変微妙なところもございますけれども、そういったところは本当にしっかりと注視していかないかんといいところでございます。ありがとうございます。

次の質問に参りますが、保育士の今、虐待のほうも出てきて不適切な保育というところにも関連してくるわけですが、保育の質の向上は保育士の資質の向上のために、研修だとか、そういった保育の実践公表、それから保育の研究、そういったもので必要であると思われるわけでございますが、どのように行っていращやるのか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 保育の質の向上につきましては、これまでも保育士が様々な研修へ参加すること、それから公開保育などを通して保育士間で学び合うこと、そういったことを通してお互いの指導力を高め合う、そんな機会を設けております。さらに、支援を要する子供への対応などにつきましても、臨床心理士などの専門の先生方から御指導いただく機会も設けております。

また、特に若い保育士の資質向上のために、この令和5年4月から4名の保育士支援アドバイザーを置いております。豊富な経験値のある保育所長経験者をお願いをしております。新人職員等の経験の浅い保育士と一緒に保育をする中で、寄り添いながら様々なアドバイスをしております。

昨今、社会的にも不適切保育が問題視されている状況を受けまして、これにつきましても毎月実施している所長会の場で、このことについて改めて検討したり、それぞれ園の中で話合いの機会を設けるなどして、いま一度自分たちの保育の在り方を振り返って考えてみる機会というのを今設けているところでございます。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 4名の保育士支援アドバイザー、そういった方が若い保育士にいろいろと御指導いただく、そして園が円滑に進むようにいければいいかなと思います。8園あるという中で4名ということは、いろんなところへ掛け持ちということで理解させてもらってよろしいですね。ありがとうございます。

では次に、先日大垣市が保育士サポーターとして委嘱して対応しているとお聞きしたんですけども、瑞穂市でも状況は同じようであるとは思いますが、瑞穂市の取組についてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほどの答弁におきましても少しお話をしましたが、瑞穂市におきましては令和5年の4月から4名の保育士支援アドバイザーを置いております。

保育士支援アドバイザーは豊富な経験値のある保育所長経験者をお願いしており、職務としましては、新人職員等経験の浅い保育士と一緒に保育をする中で寄り添いながら支援をしております。

6月に実施しました若手職員との面談におきましては、どの保育士からも、クラス運営など保育の悩みが解消できる、助言がとても参考になり実践をしている、初めはつらいことも多かったが、いろいろ聞いていただき相談に乗ってもらえたので、これからも頑張る勤務できそうだったという御意見があったというふうに聞いております。

保育士支援アドバイザーは、保育士の離職防止や勤務環境改善の推進といった面からも配置しておりますが、現場での保育士の様々な相談に乗ることや助言をすることは、保育士の資質の向上、ひいては保育の質の向上につながるものと考えております。現場の保育士が保育士支援アドバイザーの支援を受けまして、目標に向かって前向きに保育ができることは、結局のところ子供たちによりよい保育を提供することになりますし、健やかな育ちにつながるものと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に一番心配するのは、クラスの運営だと思います。人それぞれ、人間ですので、子供は特にですけども、いろんな考えを持っていますし、いろんな動きもございますし、大変な本当に多感な時期でございますので、そういったところでの不安が出てくると思いますので、そういった支援、サポーターの方がいらっしゃるということは、本当に心強いかなとは思っておりますので、ぜひしっかりと進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問は特色ある保育所、またその内容ですね。そういったものの周知についてお聞きいたします。よろしくお聞きいたします。今の現状をお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 特色ある保育所とか保育内容の周知についてでございますが、瑞穂市教育の方針と重点、それから瑞穂市公立保育所の各保育施設に掲げてあります経営方針、これは「みずほの教育」にも掲載しておりますが、そういったものを通じて、まず保育所勤務の職員に周知をしております。

それから、先ほども少し話をしましたが、公開保育の場でありますとか、保育所の職員の研修会でありますとか、そういった学び合いの場におきましても、保育士の皆さんには周知をしているところです。

それから、保育所の利用を希望する保護者に対しましても、園の訪問や見学の際に各保育所の所長から、その保育所の特徴や保育内容につきましては丁寧に説明をさせていただいているところでございます。

現状は以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 本当に利用する保護者、そういった方にしっかりと周知をしていただいて、各保育所の特色あるところをアピールしていただければと思っております。ありがとうございます。

それでは、このテーマの最後の質問になりますが、市長にお聞きいたしますが、保育所の質・量、そういった拡充についての考え、またどのように進めていくのか、進めていく必要があるのか、お聞きいたします。よろしいでしょうか。ちょっと時間のほうがたくさんありますので、しっかりとお答えください。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員から、特色のある保育所、その中でも私の政策である保育所の質と量の拡充についての御質問にお答えをします。

国のほうでは、少子化を反転させるラストチャンスとして、これから3年間、異次元の少子化対策というようなことから、量から質の向上をさせるということを国のほうではうたっておりますが、瑞穂市の場合は少し異なり、待機児童、潜在待機児童も発生していることから、質だけではなく量という部分でも拡充の必要があるということで政策の中に取り入れております。

瑞穂市の保育所は、教育委員会の所管となっておりますが、そもそもは市長部局にあってもおかしくないということを思っております。その中で、私は自分の役割として、市内の保育所の保育の内容を確認するといった意味で、公開保育や所長会に毎年2回ほど参加をしてお話しております。

その中で、去年は所長会の中で、それぞれの保育所はどのような特色を考えているのですか

というようなこととお話しして、そしてその所長会の中で検討をしてもらい、今年度から保育所の経営方針に園の特色として、横並びではなく、それぞれの所長が考えた特色を掲げてくれました。

そして、今年の5月の所長会では、保育の質について定義をお話ししました。所長さんたちが掲げる保育、理想の保育は何なんですか、理想とする保育の姿、そして現状の今の保育の姿の差が課題になるということから、1年かけて理想の保育、それにはどうして保育の質を向上していくのかということをお話ししていただいております。

私は、この保育の質の向上には、保育士さんの働き方改革もセットになると考えております。保育士さんが自分が受け持つ担任が重いと感じていないか、そしてそれぞれの子供の行事や病気なり、気遣いしながら休める環境にあるのかというようなことも、先ほど教育長が答えております保育士支援アドバイザー、この4月から設置をしておりますが、働き方改革という点も踏まえたアドバイザーの設置となっております。

私は、この保育所の質と量の拡充については、特色ある保育所を進め、そして保育の質を保育士自らが考えていくということが、私の保育の質・量の拡充につながるということをお話しして答弁とさせていただきます。

時間はまだ十分ありますが、これで答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

本当に保育のいろいろ特色のある、人それぞれ本当に考えもございますので、そういったところを新人の方、いろんな若い保育士の方の意見もございまして、アドバイザーの意見も聞きながら、円滑に特色のある保育所を進めていただければと思っております。

それでは、最後の質問に参りますが、瑞穂市の人権尊重についてというところで、瑞穂市では市制20周年を先日迎えたわけですが、その20周年を機に、人権尊重都市宣言を行われて、人権尊重都市瑞穂を進めていくために、その宣言内容を市民にどのように周知し、理解を深めていくのかをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

それでは、広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

当市の人権尊重都市宣言につきましては、令和5年3月の議会におきまして議決をいただいたところでございます。ありがとうございます。

さて、周知方法についてでございますが、まずは広報4月号におきまして、宣言を制定したことを広く市民の方にお知らせさせていただきました。また、広報5月号においても人権特集

といたしまして、「正しく理解しよう人権のこと」と題しまして、2ページにわたりますて広く人権について周知をさせていただいたところでございます。

また、ホームページにおいても宣言に関する事項などを掲載させていただいております。今後も広報やホームページなどで定期的に周知をしていきたいというふうに思っております。

なお、当初の計画では昨年度見直しを行いました人権施策推進指針の概要版について、周知のために市民の方へ自治会の回覧によりお知らせをする予定で進めておりました。新型コロナの影響によりまして、回覧の見合せが現在も継続されておりますので、今後回覧が再開されることになりましたら、回覧も活用させていただきながら周知していきたいというふうに思っております。

また、今回の補正予算にも計上させていただいているところでございますが、懸垂幕を作成いたしまして庁舎へ懸垂幕を掲げるなど、市民の方へ周知していきたいというふうに考えております。

周知につきましては、今後も継続的にいろいろな媒体を活用しながら、いろいろな場で機会を見つけて周知をしていきたいというふうに思っております。

次に、理解を深めていくということについてでございますが、人権意識の浸透により、理解を深めることが特に重要になってくると思っております。人権の意識を浸透させていくためには、やはり市民一人一人が世代を問わず、人権についてふだんの生活の中で意識することが重要ではないかと思っております。

また、子供の時期から人権の意識を持たせることも非常に重要であることと捉えておりますので、子供に対する人権推進につきましては、人権擁護委員の方々の御協力によりまして、毎年保育所や小学校で人権教室を行っていただいております。人権教室を受けた児童の感想などからも、非常に有意義な教室になっていると感じております。

市民の方に対する啓発活動や学習機会の充実に向けまして、今まで以上に推進をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 本当に周知方法、いろいろ今お聞きいたしました。

コロナ禍で回覧のほうがというような今、御答弁がございましたが、コロナ禍も今落ち着いてきているというところで、そういった回覧のほうもぜひ回していただいて周知していただければと思います。よろしく願いいたします。

では、2つ目に参ります。

保育所、幼稚園、小・中学校における人権尊重都市瑞穂と宣言したことを児童・生徒がまだまだよく分からないと思っております。そういったところで、どのように教え、理解させてい

くか。また、いじめも人権尊重に関係が深いと考えられますけれども、小・中学校の人権教育をどのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 人権教育につきましては、これまでも小・中学校では12月の人権週間に合わせまして「ひびきあいの日」を設定しまして、全校で人権について考える場を位置づけたり、自分たちの生活の中にある思いやりや感謝、差別や偏見について考え、なかよし宣言とかあったか宣言といったような子供たちの願いによる人権宣言を全校で共有してきました。

保育所や幼稚園におきましても、先ほどの答弁にもありましたように、人権擁護委員の方による出前講座を実施しまして、幼児や園児に合わせた講話を通して人権について触れてきております。

この3月には、瑞穂市いじめ防止対策に関する条例を制定しましたが、それを踏まえ、各学校では改めて一人一人の人権を尊重することを再確認しまして、いじめ防止に向けた取組を進めているところでございます。

また、先日の市制20周年記念式典で小・中学校が発表しましたけれども、瑞穂市の人権尊重都市宣言の制定を受けた市の取組の一環としまして、この日に各小学校では平和とか環境も含めた人権についての各学校の取組をまとめて、パネルにして展示をさせていただきました。小学校においては、そのまとめた内容に常に立ち返りながら、自分たちの日頃の生活を見詰め、いろいろな機会を通して人権について考えさせていきたいと思っております。

中学校では、代表生徒が人権について中学生としてできる目標をまとめて、大変すばらしい宣誓をしてくれました。そこで宣誓した、相手の立場に立って互いに認め合うこと、あるいは周りに流されず、自分から真実を見つけることなどの内容を市内の学校に改めて周知しまして、自分たちの姿を見詰め、一人一人が心がけていくことを考えさせていきたいと、そんなふうに思っております。

今後、各学校におきまして、この代表生徒がしてくれた宣誓の内容の「誰もが安心して楽しく笑顔で生活できる学校を目指します」という目標が具現できるよう、関係機関とも連携を図りながら、子供と共に人権教育に取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 本当にいじめ、そういったものは以前からもずうっとあることだと思いますけれども、私も数年前、小学校で各校ごとに評議員というのがありまして、その評議員の一員としていろいろといじめなんかのそういった擁護委員さんとの会合とかもございまして、いろいろとそういったところでお話も聞いてまいりましたけれども、やはりこれは大変難しい

ところですね、いじめというのは本当に。ですけど、ぜひそういったことがなくなるよう指導していかれるというところを願っておりますし、中学生の方、先日の20周年、立派なお話をしていただきました。一番最初にお話しされた女性の方ですね。もう何もなしに、持ってはみえたんだけど、しっかりと前を向いて話された。あれはやはり、自分がそういった思いがあるということでもしっかりと話されたと思います。大変立派な言葉であって、感動したところでございます。

それでは、最後になりますけれども、人権尊重とLGBT、これを受容することは関係がもちろん深いと思うんですが、人権尊重都市であるなら性の多様性も受け入れるべきであると考えられますが、その対応について市長の考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員が言われるとおり、人権尊重としてLGBTQについても受容されるべき事項であることは認識をしております。国におきましても、人権啓発活動に対するキャッチコピーを「『誰か』のことじゃない」としております。その推進のため、17の啓発活動強調事項を設定しておりますが、その項目の一つに性的マイノリティーに関する偏見や差別をなくそうという目標が設定されております。

内容は、性的マイノリティー、性的少数者とも言われておりますが、それを理由といたしまして、社会の中で偏見の目にさらされたり、学校生活でいじめられたりすることなどの人権問題が発生しているため、この問題に対して関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくという目標でございます。これはまさしくLGBTQの受容のことであり、人権尊重を推進するためには非常に重要となってくる項目の一つでございます。

市の対応といたしましては、昨年度、瑞穂大学と同時に開催をさせていただきました人権講座において、「誰もが暮らしやすい社会を目指して～知っていますか？SOGI・LGBTQ～」をテーマに、当事者の方にお越しをいただき、御講演をいただいたところでございます。この講座を通じまして、人権問題の一番の原因が無知、無理解による人権侵害であると再認識するきっかけとなったのではないかと感じております。LGBTQに限らず、人権に関し、正しい知識の普及・啓発に今後も努めてまいります。

さて、市役所内におきましても、人権尊重都市宣言以降、人権施策推進に向けて計画を立てて進めております。職員一人一人が意識を深め、一体となって人権施策を推進していくための研修も行っていきます。まずは、職員、教職員のLGBTQに関する意識を深めるために、6月に職員に向けて、7月に教職員に向けて、講師を招いてLGBTQに関する研修を行う予定でございます。

また、今年度より関係各課より職員を選出いたしまして、LGBTQも含めた人権推進に関し検討を行っていく研究チームを発足いたします。まずは、今行っている現在の業務を人権の

立場から見詰め直し、今後の人権推進施策へとつなげていければと思っております。

まずは、職員や学校関係者などが人権尊重都市としての自覚を持ちまして、自ら人権に対する学習を行い、人権意識の向上に努めていきたいというふうに思っております。

さらに、昨今ではパートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ宣誓制度などを導入する自治体も出てきております。このパートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ宣誓制度の当市としての創設につきましては、人権尊重都市宣言以後の人権施策の計画の一つとして検討を進めております。制度の創設時期についてでございますが、早くても年内に、遅くても今年度中には制度の概要をまとめまして、早期の制度創設に向け、庁内関係各課連携によりまして準備をしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、先日の報道にもあったとおり、岐阜県におきましても県パートナーシップ宣誓制度の案が示されたところでございます。岐阜県において制度導入に向けた検討がスピード感を持ってなされております。したがって、市の制度創設につきましては、県の制度導入の時期など進捗を見ながら、整合性を図りながら進めていきたいというふうに思っております。

人権尊重都市宣言をした市といたしまして、市職員、学校関係者、市民の一人一人が人権意識を持ちまして意識を深め、一丸となって「誰もがお互いを尊重し、支え合う共生のまちづくり」を目指して、一步一步確実に進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今の御答弁、本年度中には方向性を出して進めていくというようなお話でございました。ぜひ、早期の制度の実現に向けて準備していただきたいので、しっかり進めてください。お願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、創緑会、若原達夫でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので一般質問を始めていきたいと思っております。

私の質問は2点、1つ目は瑞穂市の偉人、内藤十左衛門さんについてと、2つ目は市長の2

期目の政策についてになります。

2つ目の質問については、昨日より多くの議員の皆様が詳細に質問されています。回答が重複しないように、私は着眼大局、着手小局の観点から質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以下質問席に移り、質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

私は、令和2年12月議会で、瑞穂市重里が生誕の地である名和靖さんについて取り上げました。名和靖さんは、岐阜市の岐阜公園内にある名和昆虫博物館の初代館長として活躍された瑞穂市を代表する偉人であります。そして、令和4年度の夏休みに名和昆虫博物館体験講座が開催され、多くの子供たちの参加があり、学びの場として、体験の場として貴重な時間を過ごすことができたと聞いております。そして、今年度も予算化をしていただいております。

今回、私が郷土の偉人として質問させていただくのは、内藤十左衛門さんであります。

重里の名和靖さんの生誕の地より、さらに100メートルほど北へ進むと、内藤十左衛門生誕の地の石碑が立っています。その石碑には、「瑞穂市指定史跡 宝暦治水美濃義士 内藤十左衛門生誕の地」と書かれております。宝暦治水に貢献された方であります。

宝暦治水や内藤十左衛門さんについて、私自身も勉強不足の点があり、改めて調べてみました。御存じの方も多いとは思いますが、改めて宝暦治水についてまずは述べさせていただきたいと思います。

宝暦治水とは、江戸時代の宝暦年間、1774年（宝暦4年）2月から1775年（宝暦5年）5月に幕府の命令により薩摩藩が行った治水工事であります。その大きな目的に、薩摩藩に莫大な費用を負担させ、勢力を削ることが幕府の思惑であったことは有名であります。

工事内容は、濃尾平野の治水対策のため、木曾川、長良川、揖斐川を分流する工事でありました。しかし、その工事は極めて難工事であり、完成した工事が水害に見舞われ、破壊されることもしばしばありました。さらに、工事の設計が途中で変更されたこともあり、当初予想された金額より多額の費用が必要になったと伝えられています。

また、幕府側は工事への嫌がらせを行ったとされています。その内容は、薩摩藩の義士にとって厳しい屈辱の日々でありました。例えば、物品は決して安く売るな、義士たちが身を寄せる宿泊先の町民たちに、食事は一汁一菜、酒、さかなは禁止、さらに病気になっても必要以上の手当てはしなくてもよいなど苛酷なものでした。また、石積みについても、その結果を役人に申し出るとこれでよしと答えていたのに、幕府側の代官がこんな積み方では駄目だと言われると、許可した役人も責任を回避し、私の指示どおりに積んでいないと工事のやり直しを命じられたとされています。

さらに、薩摩藩が管理していた現場で三度にわたり堤防が破壊され、それを指示したのが幕府の役人であると分かると、それに対する抗議で自害が相次ぎ、合計51名が自害されたとされ

ています。また、病死も33名に上ったとされています。

この宝暦治水は、設計計画は幕府により行われた手伝普請であり、幕府側の総責任者は勘定奉行一色政沆、監督者として当時の美濃・石津郡多羅、現在の大垣市になりますが、水奉行高木新兵衛に命じられました。高木新兵衛は、自家の家臣だけでは手に余ると判断し、治水工事に雇われたのが、治水工事にたけた内藤十左衛門さんでした。

内藤十左衛門さんの工事内容は、海面に突き出した木曾川堤防の改修であります。この場所も、他の工事区間と同様に難工事の連続であったそうです。しかし、工事に全力を傾けていた内藤十左衛門さんでしたが、宝暦4年4月21日に自害されてしまいました。享年39歳であります。なぜ働き盛りの内藤十左衛門さんが自害されたのか、その理由に地元側の庄屋との折り合いの悪さが伝えられています。

庄屋が内藤十左衛門さんの指示に従わなかったため、工事がうまくいかなかった、これを内藤十左衛門さんの手抜きだとして、幕府から高木家に御沙汰があったら申し訳ない、死をもって責任を取るとというのが自害の真相だとされています。

しかし、その功績や内藤十左衛門さんをしのんで、治水神社、千本松原の北端部に高さ約3メートルほどの石碑、顕彰碑が建てられています。

歴史の話が長くなりましたが、最初の質問になります。

この治水工事が行われた治水神社で、去る4月、慰霊祭が行われた。その場に副市長が参加されたとのことですが、どのような参加者があり、どのような内容であったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 若原議員の海津市の治水神社における行事の内容を御報告させていただきます。

去る4月25日開催されました行事は、岐阜県薩摩義士顕彰協議会が主催する「春季顕彰式」です。

水難に苦しむ民を救おうと、総奉行として薩摩義士を率いて治水工事に携わった平田靱負の命日の1か月前に、宝暦治水史蹟保存会が主催する神式の春季例大祭と合わせて開催がされました。宝暦治水事業を完成させ、流域住民を洪水から守った薩摩義士の尊い偉業の顕彰を行い、併せて鹿児島・岐阜両県の交流を深めるとともに、昭和32年から実施され、例年春と秋に開催をされております。

今年度は3年ぶりの開催となり、協議会と保存会によって、合わせて約700名の関係者や団体に案内がございました。主な参加者として、両県副知事をはじめ、国土交通省中部地方整備局木曾川下流工事事務所と出張所、木曾・長良・揖斐川沿線の自治体の首長や議長、地元の自治会、土地改良関係者、消防団、商工会など、大変多くの関係者の方の参加がありました。

当日は、若井前議長と共に参列させていただきましたが、薩摩義士への感謝と顕彰が今に伝わる顕彰式でございました。

以上、顕彰式の内容の御報告とさせていただきます。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 細かに顕彰式の内容をお教えいただきました。ありがとうございます。

では、名和靖さんのときにもお尋ねいたしました。内藤十左衛門さんを紹介する瑞穂市の観光案内などがあるのか、また今後、郷土の偉人であり、宝暦治水の貢献者である内藤十左衛門さんの生誕の地などを記載していただく、そのような資料ができるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市が作成しております観光ガイド、瑞穂市ガイドブックには、市内の指定文化財一覧を掲載しており、その中に市指定史跡である宝暦治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地が重里地内にあることを掲載しております。

観光ガイド以外では、瑞穂市のホームページにて、平成31年3月頃に朝日大学の畦地先生に御協力をいただき、瑞穂市ゆかりの人々の一人として内藤十左衛門を紹介する記事を掲載しております。

「すなみ百話」にも「内藤十左衛門と薩摩義士」のタイトルで宝暦治水の中で内藤十左衛門が治水工事に尽力されたことが書かれております。また、巢南町史においても人物誌の中で紹介がされております。

宝暦治水の中では、薩摩義士が取り上げられます。宝暦治水の貢献者である内藤十左衛門さんですが、市外の方が内藤十左衛門さんを知る機会は限られておりますので、観光としてではなく、地域の方が歴史を知るためのコンテンツとして取り扱っていくことが適当ではないかと考え、まずは人物を紹介する「すなみ百話」などを通じて広まっていけばと考えております。

[3 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） せっかくの機会でございます。名和靖さんもそうでありますが、郷土の偉人であります。幅広く皆様に知っていただけるよう、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に巢南中学校区の小学校にお尋ねいたしましたところ、主に中・高学年を対象として、不定期ではありますが、日帰り研修で国営木曾三川公園、治水神社、千本松原を訪れることがあると回答いただきました。そこでの目的について、まずお尋ねいたします。

そして、その中で内藤十左衛門さんについて勉強する時間などがあったのか、また今後同じ

ようにこの地区を研修の場とする機会があったとき、内藤十左衛門さんのできれば顕彰碑の前で子供たちに瑞穂市の郷土の偉人として紹介し、業績を学ぶ時間をつくっていただきたいと考えておりますが、教育委員会の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 市内の小学校の中では、令和5年度、今年度ですが、木曾三川公園周辺を訪れる予定の学校は、牛牧小学校の4年生と南小学校の5年生になっております。

学習の目的や狙いですが、これは実施する学年の学習内容によって異なります。まず、小学校4年生では、社会科で「郷土の伝統・文化と先人たち」という単元の中で、地域の開発や発展に尽くした先人の努力について調べて、地域社会に対する誇りと愛情を持ち、その発展を願う気持ちを育むことを目的としております。小学校5年生においては、同じく社会科で「低い土地の暮らし」という単元の中で、水屋や堤防など低地に暮らす人々の生活の知恵や工夫を知り、自然環境に適応して生活していることを理解する、それを目的として、それぞれ学習の一環として訪問しているところです。

昨年度、木曾三川公園周辺を訪問した西小学校の5年生については、内藤十左衛門さんについての学習は行っていないというふうに聞いております。令和5年度の校外学習として、先ほどお話をしました牛牧小学校の4年生、南小学校の5年生は、治水神社を訪問する予定をしているため、それぞれの学校の各学年の学習内容に沿う形で内藤十左衛門さんを紹介し、その業績を学べる機会にしていくことが大切だと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） せっかく小学生の方が足を運んでいただくとき、改めてその功績を学んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、同じくまた小学校4年生が社会の教科の中で宝暦治水について学ぶ時期であると教えていただきました。その中で、内藤十左衛門さんについて学ぶ機会があるのか、お尋ねしたいと思います。

せっかく小学校4年生で宝暦治水を学ぶ機会があります。できれば、瑞穂市内の子供たちには、たとえ5分でも時間を取っていただき、改めて内藤十左衛門さんについて学んでいただきたいと思っております。

特に、中小の子供たちの中には、恐らく本人も知らないうち、また家族自身も知らないうち、直系の子孫のお子さんもお数多くおると思っております。教育委員会のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほどお話ししましたように、小学校4年生では社会科の「郷土の伝

統・文化と先人たち」という単元で、地域社会に対する誇りと愛情を持ち、その発展を願う気持ちを育むことを目的として、地域の開発や発展に尽くした先人の努力について学んでおります。

瑞穂市出身の偉人である内藤十左衛門さんは、まさに地域の開発や発展に尽くした先人であると考えられます。市内の学校において、その学習の目的に合わせて内藤十左衛門さんについて学ぶことは大変意味のあることだと考えます。

国営木曾三川公園や治水神社を訪問する学年はもちろんでございますが、重里の石碑をまち探検等で訪れる中小学校など、市内の学校に内藤十左衛門さんの情報を提供させていただき、学ぶ機会を位置づけてもらえるように働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

[ 3 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 引き続き、学習の場を与えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

この質問の冒頭に、4月に3年ぶりに顕彰式が行われたと先ほどお聞きしました。県の関係者、岐阜県と姉妹県である鹿児島と、また国から多くの方々が参加され、開催されたと報告を受けました。

私がこの質問を調べていると、合併前の巢南町時代に内藤十左衛門さんの慰霊祭も巢南町主催で治水神社の顕彰碑の前で行われていたことが分かりました。当時は、呂久の小簾紅園で皇女和宮様をしのぶ春・秋の例祭、そして内藤十左衛門さんの慰霊祭などが行われていたようですが、内藤十左衛門さんの慰霊祭が合併後、行われなくなりました。その経緯について、まずは分かる範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 議員のほうからの今の御質問で、合併前は、旧巢南町の時代ですが、内藤十左衛門顕彰祭を2年に1回、行われておりました。20年前の合併協議会の資料を見ますと、平成13年が最後で、現在は行われていません。

顕彰祭の内容は、先ほど紹介させていただいた岐阜県薩摩義士顕彰協議会が主催する春季顕彰式が毎年4月25日午前中に行われ、その終了後、午後から治水神社内にある顕彰碑の前で上石津町と巢南町が顕彰祭を行っていました。

幕府方の水奉行であった旧美濃国石津郡多良両郷の高木新兵衛が治水事業の命を受け、現場を管理できる有能な人材として雇い入れたのが、旧本巢郡十五条村出身の内藤十左衛門でした。

事業が進む中で、内藤十左衛門は、薩摩に対する幕府の理不尽な命への抗議と庄屋の不手際が元で工事に不備が生じた責任を取って、その主人に及ばないよう、自ら責任を取って命を絶

ちました。

この物語は、合併20周年事業、朗読劇の「千本松原」にて、8月27日曜日にココロかさなるCCNセンターサンシャインホールでの公演を計画しております。議員の皆様におかれましても、ぜひ鑑賞いただくようお願いいたします。

先般、大垣市副市長が来庁された際に、高木新兵衛の話をしてしましたら興味を持たれ、まずは資料収集をし、調べてから協議を進めていくこととなっております。今後、大垣市さんとのつながりも考えていけるものと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今、大垣市の副市長とのお話で、前向きに進めていきたいとのことでございます。その可能性について、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 御存じのとおり、上石津町は2006年に大垣市さんと合併をされてみて、先般見えた副市長は、その上石津町の歴史を御存じないということで、そちらは高木新兵衛のことを今資料収集されて、今後協議を進めていこうと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） できれば、瑞穂市の偉人であります。前向きに検討をよろしくお尋ねしたいと思います。

それでは、2つ目の大きな質問に移っていきたく思っております。

市長の2期目の政策についてとなります。

令和元年4月、森市政の1期目が始まりました。そして、今年4月、無投票の選挙結果により、2期目の森市政が動き始めています。

さて、私は1期目の中間地点である令和3年6月の議会で、1期目の折り返し地点でのマニフェストの進捗状況についてお尋ねいたしました。その答弁では、マニフェストである健幸都市みずほの実現のため、政策実施計画シートを作成し、管理している。やる気、元気、安心の政策を7本の柱にまとめ、さらに41項目の事業としてまとめている。これらをSDGsの観点からまとめ、説明できるように進めている。41項目の進捗状況は当時のお話ですが、実施済みのものが20項目、通学路の整備や防災施設の充実など、継続で実施済みと考えるものが5事業、今年度の予定事業が4事業で、これらを実施済みと考えると70%が完了している。このほか、穂積駅の利便性の向上や新庁舎の検討などスピード感を持って行う事業が10事業、県への要望活動に関わる事項が2事業となっていると回答いただきました。

また、令和4年12月の定例議会では、広瀬守克議員の1期4年の総括についての質問の中で

は、私の1期4年間を総括させていただくと、瑞穂市に必要であるインフラ整備、基盤整備に注力した1期だったと思います。その基盤整備をするためには、さらに財政力をつけることが必要だと思い、特にふるさと納税には力を入れてきました。公共下水道の基金の積立て、庁舎建設の施設設備の基金の積立てにも努めてまいりました。基金を積み立てながら私が目指す健幸都市みずほの事業を進めるというのは、厳しい中ではありますが、多くの事業ができたと思いますと答弁されています。

具体的には、昨年11月頃より、国・県への要望活動、経済対策においてはプレミアム商品券の発行、飲食店のスタンプラリーもとても好評であったことや、事業所の燃料費の一部を負担する原油価格高騰対策の支援、このほか子供支援のための様々な給付金事業、サンコーパレットパークのオープンのネーミングライツの活用や、瑞穂市人口減少対策として掲げた地方創生の3つの拠点も着実に進めることができたことと評価されています。そして、森市政4年間のうち、3年間の最大の課題であったコロナ対策についても、令和4年度だけでもコロナ対策事業は36事業あり、令和2年度は48事業、さらに令和3年度は38事業進めてきたことと総括されています。

こうした4年間の実績を踏まえ、今後4年間の政策についてになります。

市長は、広瀬守克議員の質問の中で、引き続き以下のように答弁されています。

誰もが健康で生きがいを持ち、幸せに暮らせる健幸都市みずほの実現となります。地域の資源を活用し、健康づくり、幸せファーストを進めていきたいということで、7つの柱とその下に41項目の政策を市民の皆さんにお示しできるように進めておりますと答弁されました。

政策の中身について、昨日より多くの議員の方が質問をされていますので割愛させていただきますが、1期目に掲げられたマニフェストが、今回セカンドマニフェストとして発表されています。当然、達成したマニフェストもありますし、新しい項目との入替えもあると思いますが、その要点について大きくお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員から、2期目の政策についての御質問をいただいております。

私は今月の1日から2期目となりましたが、4月24日に当選証書をいただいてからは、実質上は2期目として始めて、進めております。中でも、5月に事業ヒアリングを終え、そして課題のある事業は、さらに8月に来年度に向けての事業ヒアリングを再度行っていく予定でおります。

私の政策マニフェストは、7つの柱で41の具体的な事業となっております。基本的には、1期目の政策マニフェストを継承しておりますが、1期目の中で進めてきたこともその中には含まれております。ウオーキングのまち瑞穂や健康づくり、さらには環境都市、人権の尊重などがあると思います。さらには、高齢者の保健事業と介護の一体事業、産後ケア、ゼロ歳児から

の子育て支援、そして新たに加わったのが若者への支援、結婚期への支援になります。そして、先ほども御質問がありました保育所の質と量の拡充など、今の瑞穂市に必要とされる事業を掲げております。

具体的な一つ一つの事業の内容は、お答えするとお時間がかかりますので控えさせていただきます。私のマニフェストの中には、理想的なビジョンもあります。この4年間にどれだけ道筋をつけていけるのか、できるのかできないのかということ判断することも、一つのこの瑞穂市の私のマニフェストの政策の中のビジョンに含まれております。

そして今回、市になって初めて無投票の当選になったことを受けて、これからの4年間、市民の皆さんに数字で表せるものはしっかり数字でお示しをしながら、そして目で見えるものはしっかり見ていただくことをお約束し、そして必ずしも投票率の高いまちではありません。政治離れをすることを防いでいくということはこのマニフェストの中を通じて市民の皆さんにお示しをしたいということを考えてお答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） それでは、引き続いて41項目について御尽力をお願いしたいと思っております。

2つ目の質問は、瑞穂市合併20年のコンセプトとして、平和・人権・環境を上げられてみえますが、市長のマニフェストの政策面の関係についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 市制施行20周年記念式典は、今月の11日の日曜日にサンシャインホールで約600人の方にお越しをいただき開催することができました。皆さん方にもお礼を申し上げます。

その式典では、今まで瑞穂市が先人から受け継いできた美しい自然や伝統や文化を大切に継承しながら、人権・平和・環境の3つを柱に、次の時代を瑞穂市を担う若い人たちへつないでいきたいということで、今回、20年から30年への計画をしております。

その式典の中では、オープニングでは市内の高校生の兄弟、奥川兄弟によるピアノの演奏、とても難しい曲を見事に演奏していただき、静かな中で式典が始まることができました。そして、瑞穂市の発展に御尽力をいただいた方々365名の方に表彰をさせていただきました。フィナーレは、市内の3中学校の生徒の代表が、人権では周りに流されずに自分で考えた真実を見つけていきたい。平和では、小さな平和の活動が大きな平和につながる。環境では、環境を守ることを自分のこととして行動していきたいということで宣誓をしてもらい、3人の発表に会場の中では大きな拍手でこの式典が終わることができました。

私は、この式典の式辞の中に込めた思い、この20周年を人権・平和・環境の3つのテーマを

掲げ、次の時代を担う子供たちが夢を描き、希望が持てる将来を見据えた瑞穂未来まちづくり構想へとつないでいく決意でありますと、この式典の中で述べました。

この次の時代を担う子供たちのために、瑞穂未来まちづくり構想というのを策定していきたいというのが今回20周年の式典への思いということでお答えとさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 確かに大変立派な小・中学生の発言等ございました。私も感動いたしました。この辺に関しましても政策に反映できるよう、引き続き御努力をお願いしたいと思っております。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

3つ目の質問は、議会初日の所信表明の中や議案提案の中でも述べられましたが、骨格予算として提出された令和5年度の肉づけ補正予算についてになります。

森市政の色づけを印象づけるものとなっているとは思っておりますが、改めまして全般に対する市長の補正予算に対する思いをお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） この議会に提案をいたしました一般会計補正予算4億9,000万余になっておりますが、市長選挙の関係で令和5年度の当初予算を骨格予算で組み、その骨格予算に肉づけする形で、今回6月の補正予算に計上させていただきました。

今回の補正予算の内容では、20周年の事業関係の予算もあります。さらには、中日ドラゴンズとの連携や新婚生活への支援、そして環境に配慮する形での電気自動車の購入や、高齢者の方々には帯状疱疹ワクチンの接種、子供たちには英語検定への補助、駅前周辺整備、道路整備、物価高騰対策など幅広い分野にわたり、今回事業化ができたということを思っております。

私は、始めた事業の内容についてはいろいろ思いもございしますが、この事業についてある程度の有期、期間を決めて考えております。2年間、3年間進めていく上で、この事業の成果があったのかどうかというのをしっかり検討するというのが、今回の補正予算の中でも私の思いとして考えておりますので、補正予算への思いということでお答えをさせていただきました。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） ありがとうございます。引き続き、その分野でも指導のほうをよろしくお願したいと思っております。

今までの質問は、どちらかといえばハード面が中心になったと思いますが、市長の今後の4年間の政策を考える上で、やはり元になるのは市長の心の中、ソフト面だと思いますが、市政

に対する市長の心の中の思いを皆様にお伝え願えるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） ソフト面での思いということになりますと、なかなか難しい答弁になると思いますが、やはり私が目指すビジョンというのは、誰もが生きがいを持ち、健康で暮らせるまち瑞穂の実現というのがソフト面のビジョンとなりますので、大きな御質問の内容になりますので、そのビジョンを進めていくということでお答えをさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今、瑞穂市では健幸都市みずほを恐らく知らない方が見えないほど、この言葉は定着していると思います。そのビジョンに沿って、引き続き今後4年間、市政を進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。

瑞穂市の大きな将来像についてお尋ねしたいと思います。

瑞穂市の発展のためには、瑞穂市の人口が増え続けることが条件の一つになると思います。言うまでもなく、現在県内で人口増加の傾向にあるのは岐南町、瑞穂市など限られた市町となっております。瑞穂市においても、2030年度をピークに人口減少が始まると推測されています。

私はこの人口減少に歯止めをかけるため、新たな政策、まちづくりが必要ではないかと考えております。先月、5月26日に第5回新庁舎検討委員会、続く6月9日に第6回新庁舎検討委員会が開催され、建設地の順位が発表されました。その結果によると、検討委員会では只越地区の農地が候補地に最適であると評価されました。

私は、今の時点でその候補地が最適であるか否かの個人的な見解は控えさせていただきますが、新庁舎の建設は単に事務仕事をなす箱づくりではないと考えております。新庁舎の建設は、新庁舎を中心とした新たな瑞穂市のまちづくりの核にならなければならないと考えております。

先ほどの新庁舎検討委員会の評価項目の中に、将来に新たな集約、民間の誘発等のまちづくりに発展し得る余地があるのかとの問いがございました。その中で、高得点の評価基準に、集約する施設に加え、5万平方程度、もしくはそれ以上の土地が確保でき、公園、グラウンド、その他施設が整備できる、さらに将来的な公共施設の集約や民間開発が誘致できる余地が周辺にあるのかと記載されております。

それはすなわち、新庁舎の近くに現在瑞穂市にはない総合体育館や総合運動場などを1つの場所に集約させ、利便性の向上を図っていくことではないかと考えます。そして、新たな住宅地の整備を進め、人口減少に歯止めをかけていくことも必要ではないかと考えております。

この地域的な希望を個人的に述べさせていただくことができるのならば、こうした住宅地はやはり今瑞穂市で唯一、急速に人口減少が進んでいる中小学校や西小学校区につくっていただ

くことが望ましいのではないかと考えております。さらに、新たな住宅地、新庁舎と樽見鉄道の駅、穂積駅をつなぐ新たなインフラ整備を進めることができれば、2030年度以降も人口増加の瑞穂市として大きく発展していくことができるものと私は考えております。

昨日の棚橋敏明議員の質問や都市整備部長の答弁にあったように、瑞穂市は現在、岐阜都市計画地区にあります。また、市街化調整区域から市街化区域への見直し、農業振興地域の除外申請など、規制やクリアしなければならない高いハードルも数々ございます。

また、瑞穂市においても前提となる都市計画に関する基本的な方針、瑞穂市都市計画マスタープランの見直しを進めていかなければならないと考えております。このマスタープランも、朝一の質問で令和7年度までということをお答えになってみえますが、新庁舎の場所とまちづくりのマスタープラン、これは両てんびんであり、同時並行して進めなければならない項目ではないかと強く感じております。

6月1日、2期目初登庁の挨拶の中で、先ほど市長も言われましたが、数字で表せるものは数字で表し、目で見えるものは目で見てもらえるように示さなければならないと強調し、今後変化する瑞穂市の将来像について夢を語られました。マスタープランの見直しも、目で見える最たるものだと私は考えております。

私の個人的な意見も多く述べさせていただきましたが、新庁舎はおおむね恐らく最低でも50年以上の耐久性のあるものになると思います。新庁舎の建設と瑞穂市の20年先、30年先、もっと先の50年以上の発展は切っても切れない関係にあると思います。その鍵を握る森市長の今後4年間の責任は、1期4年間にとどまるものでは決してございません。瑞穂市5万6,000有余の市民の将来を左右する極めて重大な責任であると考えております。

建設地に関するお答えは答弁していただく必要もありませんし、答弁できないのも分かっております。しかし、今後の瑞穂市の大きな将来像について、ビジョンを再度語っていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員の熱い思いは今伝わりました。そして、私へのプレッシャーというか、重圧もかなり受けておりますが、これからの4年間は瑞穂市でも必ず人口減少対策は必要となると思います。

私が考える人口減少対策というのは、それぞれの自治体がそれぞれの今の自治体の状況を把握した上で、人口減少対策をしなければならない、やっていかなければならないと思っております。瑞穂市にあっては、中地区、そして西地区への人口減少対策を一番に優先課題として取り組んでいかなければならないということをお話しさせていただきます。

御質問の大きなビジョンについてのお答えはなかなか難しいと思っておりますが、今回20周年の式典の中で、先ほどもお答えしましたが、この内容、人権・平和・環境の3つのテーマを掲げ、

次の時代を担う瑞穂市の大切な子供たちが夢を描き、希望が持てるような将来を見据えた瑞穂未来まちづくり構想へとつないでいく。この先10年、20年が、瑞穂市がどのようなまちにしていかなければならないのかということ職員と一緒に考えて、そして都市計画マスタープランの改定を来年度、そして再来年度には最上位計画である瑞穂市の総合計画を策定し、令和8年、2026年から2035年まで第3次総合計画へと進んでいきます。その中で、10年先が、公共下水道事業がどうなっているのか、駅周辺の整備はどう進んでいるのか、国道21号線の6車線化は進んでいるのか、さらに岐阜・巢南・大野線の大野神戸インターへの先はどうルートを位置づけるのか、企業誘致などは幾つ行えるのかというようなことを考えたマスタープラン、そして総合計画を瑞穂未来まちづくり構想2035と位置づけて、職員と一緒にこのまちがどういうふうなまちにしていかなければならないのか。この構想の中にあっては、恐らく先ほどもおっしゃられました都市計画マスタープランから市街化区域にどれだけ編入できるかということも一つの焦点になってくると思います。

庁舎に関しては、現在検討委員会で検討をしていただいております。中間報告もあると伺っておりますので、中間報告があつてから議会の皆様方と協議を重ねていく場面もこれから増えていくということを思っています。

具体的な大きなビジョンは、今回のこの御質問ではお答えをしません、総合計画、マスタープランの改定の中で進めていくということをお話しさせていただき、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） ありがとうございます。

昨日、馬淵議員が吉田松陰の言葉、私、今ちょっと記憶にないので申し上げることができませんが、平たく言うと絵に描いた餅は食べられないとよく言われますが、まずは絵に描かなければ餅を思い出すこともできない。そういった意味で、目で見える形で進めていくということでございます。その辺のところを今後、市長の立場をより一層深めていただいて、瑞穂市の発展のため、引き続き御指導をお願いしたいということで、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時02分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

傍聴者の皆様には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、皆様方に、私、今日の質問に当たっての資料を配付したいと思いますので、議長の許可をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 配付を許可します。

〔資料配付〕

○5番（関谷守彦君） この資料は、私が質問するに当たって、まずは質問事項が何があるかということをご皆さんに分かったほうが、説明がしやすいのではないかとということで、そういったものを作っておいてありますので、参考にしていただければありがたいと思います。

この資料の1枚目にありますように、本日の私の質問は、1つは「広報みずほ」6月号について、2つ目には市の庁舎建設事業について、そして3つ目には放課後児童クラブのおやつのことなどについて、そして4つ目に給食費無償化を求める運動についての4点であります。

具体的な質問については質問席より行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、まず最初の質問事項、「広報みずほ」6月号について質問をさせていただきます。

広報の内容について、本来であれば個別に意見を述べるということはないとは思いますが、今回については、どうしてもちょっと一言言いたいということで、議題として上げさせていただきました。

資料の2枚目にありますように、瑞穂市の広報6月号が自治会を通して配付されたところがあります。私の家にも、今月の1日の朝、町内の担当の方からポストに広報が入れていただいております。

最初に目にしたときは、これ、あれ、市長さんのチラシが配られたんかなと正直思いました。しかし、手に取ってみると、いやに分厚い。よく見ると「広報みずほ」と書いてあるので、これが広報であるということをやっと認識したというふうなものであります。このように思ったのは実は私だけではなく、市長のチラシかと思ったという声も幾つか寄せられている、そんな現状であります。

気になったので、これまで瑞穂市の広報、市長さんが当選されたときにどのようにされているか、そういったことを市のホームページで見られるようになっておりますので、一応確認だけさせていただきますと、これまでは全て選挙のあった年の7月号の表紙に花束を、よくある贈呈されるというような写真がメインで掲げられて、その後いろんな抱負などが掲載されていると。よくある一般的な写真で、新聞などにも載るような写真でありました。これまでに再

選された方もありますが、その場合にもそのような形でされていると。しかし今回、表紙は全面を使って市長の写真を載せる、それだけであると。言わば、市長個人を押し出すような表紙になっております。

広報として考えた場合に、こういった表紙が適切であるかどうか、やはりここでは問われるべき問題ではないかと私は思います。どのような意図があって、今回このような表紙になったのか。広報の表紙として、この今回の今月6月号の広報が適切であったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 「広報みずほ」6月号では、表紙に市内を背景とした市長のバストアップ写真を掲載しております。これは、「広報みずほ」6月号発行日となる6月1日が、森市長2期目の開始日と重なることから、これからの4年間の市政に対し市民の関心を高めることを目的とし、2ページ以降の市長インタビューへのつながりを意図して制作したものでございます。

なお、過去の「広報みずほ」では、慣例として、市長選後、7月号の表紙を市長が初登庁時に職員から花束を受け取る写真を採用し、市長インタビューを掲載していました。しかし、今回は現職の市長が再選したことで、6月1日という最適なタイミングでの掲載が可能であり、より効果的に広報につなげるため企画をしたということでございます。御理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 掲載された方の意図は、次のページにつなげるからということで、押し出しという意味であったと思いますけれども、今そういう説明であったと思いますけれども、その構図も含めて、これは市長選挙の前に市長の後援会のパンフレットが市内各地で配布されておりましたけれども、それを見ると同じような構図の写真が使われていると。広報としては、そういった状況を踏まえて、誤解を招かないような取組が必要ではないか、私はそのように考えております。今後、また一つの参考意見として、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

そして、この6月号、ちょっと資料では非常に字が小さくなってしまって見えにくいかもしれませんが、上のほうに「わたしたちの、リーダー。」というキャッチコピーがつけられております。当然市長にはリーダーシップ、これは当然求められていることには間違いありません。しかし、あくまでも市長は市民の信任を受けて自治体を代表しているわけでありまして、そして、市の広報紙というのは、そういった立場に立って、こういったキャッチコピーも考えなければいけないのではないか。私たちのリーダーとして祭り上げるような扱いは、非常に適正を欠く言葉ではないかというふうに考えます。

キャッチコピーの作り方というのをちょっと調べてみますと、その中に、制作者が使いたい表現を折り込むだけのキャッチコピーは、自己満足の印象を与えてしまう。読んだ人がどう感じるかを主体に、客観的な視点を意識しながら作成することが大事だというようなことも記されておりまして。

私は、広報が、市長が広報というか、その視点が必要なほうに目が行っているのか、市民に目が行っているのか、まさに問われるこのキャッチコピーではなかったか、そのように感じております。

このようなキャッチコピーを使用したことについて、何か意図的な思いがあったのか、お答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） まず、広報に関しまして、広報は単に市からのお知らせ情報を掲載するのみにとどまらず、正しい情報を伝える市民の皆様とのコミュニケーション手段の一つと考えております。そのようなことから、広報紙を手にとってもらうために、表紙とキャッチコピーは訴求力の高いものでなければならないと思っております。

6月号で使用いたしました「わたしたちの、リーダー。」というフレーズは、まず「わたしたち」を漢字ではなく平仮名を採用することで、子供から大人まで、市内における全ての方へ市政の関心を持っていただきたいという思いを込めて、意味を込めて言葉を選び、「リーダー」につきましては、市長、市政などの政治的、また行政的な言い回しをせずに、多くの方に共感され、理解しやすい言葉への言い回しを検討し、市政をより身近に感じていただきたいとの思いから採用をさせていただきました。

御質問にありますように、市長の掲載はあくまで広報の一環として行われるべきでございます。公正性や中立性を保つために、広報紙の中で市政のほかの関係者や団体とのバランスを取る必要があります。また、市長の掲載は、政治的な宣伝を意図するものではなく、市政の透明性や公正性を重視しながら行われるべきであり、6月号においても、これらを配慮を欠くことのないよう注意を払い制作したつもりでおりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） あくまでも作られた側の主観的な思いだけではなく、それを受け取った者がどのように取るか、そこら辺をすごく大事に今後もしていただいて、今後も広報をきちんとしたものでお願いをしたいと思っております。

では、2つ目の質問に行きたいと思っております。

市庁舎の建設事業についてお尋ねをしたいと思っております。

このテーマについては、既に昨日、若園議員からも質問がなされたところであり、ほかの議員さんからも、多少それに関連した質問があったかと思えます。

私はこの問題について、市民に対しその情報を開示し、分かりやすく説明していくとともに、できるだけ市民の合意を得て進めていくことが大切だと考えております。特に財政的にどうなっているのか、しっかり見ていく必要があると私は思います。

そこで今回、財政的な側面について、これまでの経緯を含めて検証をしていきたい、そのように思っております。

庁舎に関しては、市民への説明会として、令和2年1月から2月にかけて、中学校区単位で説明会が合わせて3回開催されました。私もその一つ、地元であったときには参加をさせていただきました。そして、そのときには、建物としては計40億円かかるから、そのために毎年一般会計のほうから積立てを行い、30億円の建設基金をつくり、地方債、つまり市債の発行は8億円にする、そのような説明がなされたところであります。

ところで、今回、財政シミュレーションということで、財政担当のほうからその資料が3月末という日付で一応発表されております。資料にありますのは、その一部分を抜粋させていただいたもので、令和5年度から10年間の財政シミュレーション、そのうちの歳入に関する繰入金、市債発行額、そして歳出のほうで普通建設事業費の変動、こういったものが見てとれると思います。

これを見ますと、今から6年後の令和11年から13年度に、先ほど言った項目が急に大きくなっております。これはつまり、このときに市庁舎建設が行われる、そういった内容になっているのではないかと想定されるところであります。

このシミュレーションに基づいて見ますと、市庁舎の事業費の建設費及びそのために発行する市債の発行額、合わせてどのくらいを想定してこのシミュレーションがつくられているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

今年3月に公表しました財政シミュレーションの歳入歳出の見通しの表を御覧いただくと、令和11年度から令和13年度の3年間の予算総額が大きく増加しております。これは、議員お見込みのとおり、供用開始を令和14年度に予定しております新庁舎の建設事業費を令和11年度からの3年間で計上していることが大きく影響しております。

歳出の普通建設事業費につきましては、令和11年度から令和13年度まで約20億円ずつの合計60億円を想定して計上しております。今年度、新庁舎建設検討委員会にて新庁舎建設基本計画を作成している段階であり、事業規模、事業内容も現在審議中でありますので、庁舎建設費用のみ計上してシミュレーションをさせていただいております。

また、歳入につきましても同様ですので、現時点では市債と基金の繰入れを想定してシミュレーションをしております。市債につきましては、令和11年度から令和13年度で10億円ずつの合計30億円の発行を想定して計上しており、財源不足分につきましては、毎年2億円ずつ計画的に積み立てております基金からの繰入れで賄うこととなります。

今後は、国庫補助金や有利な起債などの活用を検討して、財政シミュレーションの見直しを行う予定でございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、今取りあえず建物としての庁舎建設およそ60億円、そのうち市債の発行を30億円ですね、残り30億円は繰入れ等で賄っていくという、そのようなことが出されております。

では、この60億円というのを算定されたのはいつだったのか。そして、またこれは正式に公表されているのかどうか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎の建設費につきましては、平成29年2月に策定した瑞穂市庁舎将来構想において、その当時庁舎建設を予定していた12市町の予算ベースによる工事費から平均建設費単価を算出し、これを総務省の庁舎標準面積算出基準などから求めた9,411.6平方メートルを新庁舎に必要な面積とし、これに乗じた約40億円と仮定したものです。将来構想にも明記されておりますが、この40億円には土地購入費、備品購入費、外構整備費、取壊し費用は含まれておりません。

また、平成31年3月に瑞穂市新庁舎建設基本構想を策定した際に、新庁舎の面積規模を1万2,000平方メートルから1万3,000平方メートルと将来構想よりも増やしたこと、また社会情勢の変化、物価の上昇などもあり、仮に将来構想と同程度の規模であったとしても40億円という金額では賄い切れないと判断したため、現在御審議をいただいております新庁舎建設検討委員会で検討を開始する前の準備資料として、令和3年度に新庁舎の建設位置ごとに必要と見込まれる概算費用を算出いたしました。

その際に算出された庁舎建設費のみの概算金額が約60億円でしたので、これにつきましては公表されているものではございませんが、事業費の目安として財政シミュレーションを行ったものでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、瑞穂市の市政方針、要は1年間の予算を分かりやすく説明するという立派なパンフレットを作られておりますけれども、その当時、その3年度

版によりますと、3年度版の22ページに記載されておりますけれども、庁舎建設費を40億円と仮定して積立てを行います、そのような表記がされております。ところが、4年度版になりますと、この40億円という数字が消されております。ただし、それに代わる数字は記載されないうままに、積立てをしますというような説明が変わっております。

そこら辺の経緯は、先ほどの説明と含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員も御存じのとおり、令和4年度から新庁舎建設検討委員会において、建設位置をはじめ事業規模及び事業内容が検討される予定となっておりますので、その検討結果を基に具体的な建設費に関する計画についても再度作成する必要があることから、未確定な数字での記載はかえって混乱を招くということと考え、記載を見送ることとしたものでございます。

新庁舎の基本計画策定後に、改めて総事業費等を掲載していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 当然、見込額は毎年変わるの間違いないと思います。ただ、そこら辺のことを、急に40億が60億になった、さらにそれよりも多くなったということがあってはならない、そのように考えます。

今説明いただいたものを少し時系列で整理をしてみますと、先ほど説明がありました平成29年2月の庁舎将来構想では、庁舎の建設費だけですけれどもという断り書きがあって38.2億円かかりますと。それ以外に、例えば穂積庁舎の取壊しには1億8,000万ぐらいかかるであろうと、そういったことも記載されて、そこら辺も考慮してざくっと40億ぐらいという説明がされたと思います。

そして、先ほど説明があった平成31年3月の新庁舎建設基本構想、ここでは、面積はもっと必要だという、そういった説明がありますけれども、ここでは明確な金額の表示はなかったです。

そして、令和2年1月から2月にかけて、先ほどの説明会が行われました。市内3か所で行ったと。そこでは、この段階で40億円を想定しているから、30億円積立てをし、8億円を地方債、市債で賄う。残り2億円は一般財源からという、そのような表にした説明がなされております。

ところが、同じ説明会での資料では、先ほどの新庁舎建設基本構想に出されておりました建て床面積だと思いますけれども、1万2,000から1万3,000ぐらい必要だというふうにそこでは説明されております。

では、1万2,000から1万3,000ぐらいで、もし単価を変えないとしたら幾らになっていたかと、私もちょっと簡単に計算をしましたがけれども、50億前後になるのではないかと。当然、本来であれば、単価そのものも上がっている可能性もありますので、そこら辺は分かりませんが、取りあえず単価は2年前と変わっていないという前提の下にすると、大体50億前後ぐらいの金額になるのではないかと。その後、当然単価が上がっているから、60億円という数字が出てきているのではないかというふうに推察するところであります。

ところが、その説明会では、あくまでも40億円で、市債は8億円ですよという説明をしている。でも、その基になっている資料については、一方で違う説明もしていると。これは、非常にこの説明会そのものがその前提としてどうであったのか、非常に疑問を抱くところですが、そこら辺について、過去のことはありますけれども、どのような経緯があっただけでいるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 説明会の時点と現在の状況が違っているのではないかと、金額が違っているのではないかとというような疑問もあるということによろしいでしょうか。

○5番（関谷守彦君） いや。議長、いいですか。

○総務部長（石田博文君） それなら、取りあえずお答えさせていただきます。

説明会のあった時点というのが令和2年1月ということでございますので、その後、議員も御存じのように、物価高騰の状況もございます。コロナの状況もございましたが、物価高騰の状況もございます。

もともとの想定しております単価ですが、設定が12市町村の工事費予算ベースを単価として、これを掛けたものでございます。この単価につきましても、根拠が希薄ではなかったのかと現在のところ私は考えております。

ですので、それによって計算された40億が絶対ではないかというような議員のお話でございますが、それは時代とともに変わってくるのではないかなあというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私の質問は、この令和2年の説明会の時点で、既に少なく見積もっても50億円程度になっていると。つまり面積を増やしているわけですから、その分が増えて、10億ほど増えているということになるわけです。

ところが、そこは当然、説明会ではそこまで細かいことは言われませんでしたけれども、40億円を仮定してという、そういった説明が実際にはされていると。その矛盾点をお尋ねしているので、今の話と比較しているわけではありません。その点でお答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） そのときにもう既に50億円ではないかということですが、そのとき再度計算しておればそのような事態も出ていったかもしれませんが、そのときはもう将来構想におきまして40億というふうに数字を出しております。基本構想ではその数字は出しておりませんので、将来構想のままの数字でいったのではないかというふうに推測をさせていただきます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今のお答えで、私やっぱり非常に心配するのは、その情報をきちんと皆さんに示していく、そこが一番肝腎ではないかと思えます。

片一方で、誰が単純に計算しても、私の計算でもすぐ50億程度というような計算できる話です。それと説明しようとしていることが食い違っている。そこにたまたま気がつかなかったのか、ちょっとそこはスルーしたのか分かりませんが、そういった意味では、常に数字というものはどんなふうになっているのか、そういったことはしっかりと、もちろん担当者も当然そうです、感じてみえると思えますけれども、それを市民にその都度説明していかないと、今回考えれば、当初市債は8億円と言っていたのが30億円、4倍近くに膨れ上がる。当然、まだこれから建物だけではありませんので、それに付随する工事も含めてどの程度になるか、分からないといえば分からない。でも、分からないで済ますわけにはいかないというのが実際だと思いますので、そこら辺のことについて、今後はきちんとそこら辺のことを市民に対し分かりやすくしていく。

先ほど検討委員会というお話もありましたけれども、そこでは数字的なことはほとんど出ていない私は記憶、一応参加は、最後の1回だけ除いてさせていただいておりますので、あんまりちょっと数字的なことは記憶にないんですけども、そこら辺のこともなしで説明があったのが本当によかったのかどうか。そこら辺についてどのような見解を持ってみえるか、お願いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、検討委員会のほうでは、事業規模や建設事業内容など、どんな施設にしていくかということを検討しておりますので、それをもってどんな庁舎ができていくかということ、総額を決めていくということになりますので、検討委員会では、数字はこれから積み上げていくということになるかと思えます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） そうですね。それは当たり前ですけど、ただ過去のこういう数字があっ

たということも一切あの場では説明されていなかったと思います。資料が出たんかもしれませんが、ほとんど説明としてはなかったというふうに私は理解しておりますので、そこら辺も含めて、数字というのはどんどん変わっていく、それは分かりますけれども、やっぱり市民の税金ですので、元はそういうことになるわけですから、そこら辺の変動をしっかりと皆さんに分かりやすく常に出していかないと、後でこんなつもりやなかったということになりかねないと思いますので、そういった意味では、市民に本当に正しい情報を流していく、説明をしていく、そういったことを前提にして進めていかなければならないのではないかというふうに思っております。

というふうに私は思いますが、御意見等あればぜひお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 数字は変わっていくものという御理解はいただいております。思います。

ここから将来のことは、私も含めまして、誰もがこれぞ正しいという建築費だということを想定するのはなかなか難しいと思います。ただ、今、現時点で把握できる情報を全て組み込んだ上で、建設費などの情報を公表していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 今、部長のほうから、当然これが絶対だという数字は出てくるはずもないと思います。それはそうです。ただ、その段階で考えられる、想定されることはどういうことか、リスクはどういうことがあるのか、それはきちんと説明していく必要があると思いますし、今の部長の答弁でいけば、そういったことも説明していきたいというお話だったと思いますので、今後については、ぜひそういった観点で取り組んでいただけると非常にいいのではないかというふうに私は思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次に、3つ目のことについて進めていきたいと思ひます。

資料の3枚目ですけれども、放課後児童クラブの保護者の方から3月30日付で市長や市議会の議長宛てに放課後児童クラブのおやつ購入に関する要望書といったものが出されております。この趣旨というのは、おやつ係というのがあるそうですけれども、その負担が非常に重い、その負担軽減を何とかしたいという思いから出されたものだと思います。

保護者の方からお話を聞きますと、クラブの役割分担、大体おおむねやっぱり2年生を持っている親御さんを中心でやられているそうです。ずっとどなたも非常に、特におやつ係というのは負担が重いんだ。だけど、何とかこの1年やり過ぎしていけば、あとはしなくてもいいということで、不満を解消するという、問題点を解消するということになかなか向いていかない、

そういったのが現状であったと。たまたま今回、この要望書を出された方々は、去年の3月で役割を終えたけれども、それでも黙っておれば事は済んだかもしれないんだけど、それではいけないだろうということで声を上げたというお話を聞いております。

資料の右のほうに写真が2つ載っております。これは、その方がおやつ係の担当者の方と一緒に買って買いに行ったということで、上のやつが、そのクラブは大体60人程度ですので、60人で3日分のおやつだよということです。下の図が、これを1日分を広げると、畳の上でこれ広げられたみたいですが、この程度になるという写真を送っていただきました。ここは60人ですが、多いところはこの倍以上のところもありますので、この倍のものを買わなければいけないと。

現実的には、当然放課後児童クラブに行っている親御さん、両親もお仕事を持っているから預けてみえるわけですので、毎日おやつを買いに行くというのは、そんなことはできないから、結局はまとめ買いをしなくちゃいけないということになります。

そして、これを保管するためには、一軒家の場合、その方はたまたま一軒家だったもので置くところは何とか確保したけれども、アパートに住んでみえる方なんてどこにしまっておくんだろうなという切実な声。そして、特に下に小さい子が見えれば、これを見つけられると食べられちゃうという可能性もありますので、見つからないように保管しなければならないと、そんなことも言っておられました。

そんな状況の中で、その要望事項が出てきたと思います。そういったことを前提にして、こういった要望が出てくると。

ちょっと要望事項を少し整理をし直させていただいて、まず今の放課後児童クラブ、ここではおやつ代と誕生日会の費用ということで、1人1,000円ですね、これを保護者会のほうに渡されていると。年に2回お金が前払いいただけるという話らしいです。保護者会は、それを原資にしておやつなどを購入していくという話です。

今回、その写真で出ている3日分について、大体これまでですと1人当たり35円ぐらいかな、それをめどにして買ってみえるそうです。だけど、今これを買おうと思うと、やっぱり40円は超えてきているのではないかというふうに言っておられます。今の物価高騰の中でおやつを購入するお菓子、どの程度上がっているか、もうほとんど物が上がっている段階で、お菓子も相当上がってきているのは間違いないと思います。

そこら辺について、値上がり状況とか、その値上がった分をどのようにカバーしていくかということについて、教育委員会のほうでは検討されているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 放課後児童クラブのおやつは、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例第11条の規定に基づき、各クラブ保護者会と委託契約をして、各クラブでおや

つを購入していただいております。

昨今の物価高騰により、お菓子の値段も値上がりしていることは承知しておりますが、詳細な値上げ額までは把握できておらず、委託金額につきましても、高騰分は加味しておりません。

現在のところ、各クラブ保護者会より物価高騰に対する御要望等はいただいておりますが、今後の物価動向や各クラブ保護者会の意見を伺いながら対応してまいりたいと考えますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 私もお菓子屋さんに行って、お菓子はどの程度上がっているんですかというお話も聞いてきました。そうすると、これは1個ずつ単価が非常に小さいものなので、2倍になっているのがありますよと。大体1割ぐらいは2倍になっていると。上がっていないはないという説明でした。ということは、全体的に見れば1割の値上げでは済まないのではないかというふうに思っております。

やっぱりそういった意味では、しっかりとそこら辺の状況を把握して、適切な、なかなか保護者の方から上げてくださいというのは言いづらいし、どうしてもこの保護者会の場合は横のつながりもないし、なかなか集まるのも難しいということもありますので、そこら辺はしっかりと行政のほうで見ていくということが必要だと思います。

そういった中で、幾つかの、そこにも書いてある要望としては、できれば事前にクラブのほうに預けられると一番いいと。ですから、保管できるスペースですね、それが何とか確保できないだろうか。あるいは、夏場でチョコレートというのはなかなか溶けちゃうんで買えない状況だけれども、冷蔵庫などで保管できるようにしてほしいと、そういった要望が出ております。

そういったことについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準で、施設の面積は児童1人当たりにつきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとされています。

当市においては、1.65平方メートルの面積で計算して、一人でも多くの児童が利用できるように努めている状況にあります。また、7クラブ中5クラブが専用施設ではなく、学校施設等を使用していることもあり、おやつの保管に新たなスペースを確保することは極めて困難であり、現状のスペース内で収納を工夫して確保するしかないと考えるところであります。

なお、夏場のチョコレートにつきましては、施設内の冷蔵庫で保管をさせていただいておると伺っております。以上であります。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私も冷蔵庫については聞いていました。これ、各クラブそれぞれでやり方が全然違うと思うので一律には言えないし、設備状況も違うものであれですけれども、夏場には子供さん、お茶を持ってきて、それを保管するために冷蔵庫はもう満杯状態だということで、お菓子を入れる余裕はないんじゃないかというようなことも聞いております。そういった状況も踏まえて、やっぱり抜本的にちょっと考えておかなければならない問題ではないかなと思います。

それから、これは実際、毎回お店に行ってチョイスするの大変だから、業者さんを決めて定期的に確保できる、そういった要望も出ておりますけれども、そういったことについてのお考え、あるいは担当する方がお金を取りあえず立て替えてお店に払って行って、後で精算するというので、なかなか係同士で会える機会もないということで、そこら辺の問題もあると思います。そこら辺でうまくできるように仲介してほしい。要は、そこら辺の全体がうまくいくような形で業者さんを選定していただくということはできないだろうかという、そういった要望も出ておりますので、そこら辺についてのお考えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） おやつの購入につきましては、クラブの児童数や保護者の考え方によりますので、各クラブでの対応をお願いしたいところですが、負担が少なくなるよう、御意見を伺いながら改善できる点は改善してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ぜひお願いしたいと思います。お話を聞きますと、幼児教育課のほうには放課後児童クラブの係もつくられたというお話がありますので、そういった意味では今後もしっかりと、特にやっぱり保護者の方の要望をどういうふうに聞いていくのか、なかなか難しい問題だと思いますけれども、そこら辺指導員の方々とも協力していただきがてら、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

では、4つ目の質問に行きたいと思います。

給食費無償化を求める運動についてということであります。

御存じのように、給食費の無償化を求める請願署名、およそ6,000名近くの署名を添えて、5月21日に市議会議長宛てに請願書が出され、現在、議会では審議のさなかであるということでもあります。およそ3か月間ということですが、この間に6,000名近い方の署名を集めたというのは、やっぱりそれだけ切実な思いというか願い、こういったものが表れている、そのあかしではないかと思います。

お話を聞きますと、中学生なんかですと、自分たちの問題だからということで友達と相談して自分たちで署名を集めるとか、そんなこともあったという話です。それから、子育て支援の団体などでも、今の子供たちの実態としては、それこそその日の食事に困っている人がやっぱり増えてきている、そんな現状もあるということで、その数日後には数百名の署名を集めていただいたという話も聞いております。また、自治会や子ども会などでも、ぜひこれは一緒になって取り組もうということで、非常にある意味では幅広い取組になったのではないかと思います。

そういった中で、この署名を行っている途中で、市長さんのほうにこの署名の実行委員会の方々が面談をされ、直接陳情をされております。この署名数6,000近く集まったということも含めて、今回の署名運動についての市長の率直な感想をお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員の給食費の無償化を求める運動についてのお答えをさせていただきます。

今回、瑞穂市民の1割強に当たる約6,000名の方々の署名があったということを受け止めなければならないと思います。児童や生徒をお持ちの方で、負担軽減を求める保護者の方や、学校給食費は教育の一環であり、義務教育の無償という立場から賛同される方々がお見えになったと推測するところです。

本議会において、御協議いただいた結果も参考にさせていただきながら検討をしたいということをおもっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、市長のお答えは、こういったたくさんの方が署名をされたということについての、そういったことについてはやっぱり真摯に受け止めていきたい、こういったお言葉だったと思います。議会の結論を御参考にしながら、今後検討していくというお話だったと思います。

そういった中で、この給食費の無償化、私は前の議会の一般質問でもさせていただいたところでもありますけれども、5年前の政府の調査では76の自治体の実施をしていたと。それが、昨年末には260の自治体で、およそ3.4倍に増えている。県内でいきますと、山田市が昨年からは実施をすると。神戸町ではこれまで幼稚園のみの無償化でしたけれども、これを今回中学生までに広げたと、そんな動きも出ております。

そして、特に今年度に入ってから、それまでもどちらかというと町や村の小さなところが中心でしたけれども、昨年ぐらいからは大きなところでも実施をしてきている。東京の特別区

などでも、多くのところが実際に今年度から実施をするというふうに、大きく給食費の無償化は広がってきていると思います。

そんな中で、さきの統一地方選挙の自民党の公約の中にも給食費の無償化というものが掲げられると、そういったところまで来ております。政府のほうも、無償化にするに当たっての課題を検討するといったことを前にも言うておりました。

この前の文教厚生委員会の委員会でも、このことを採択するかどうかということで議論がありまして、私が紹介議員ということで、こういった署名をされた方の思いを伝えさせていただき、また委員さんからは幾つかの質問がなされました。

その中の主なものを見てみると、高齢者への施策が必要でそれが削られてしまうのではないかという心配、それからこの間、コロナ対策で大分子育て支援をしてきたのではないか、そういったお話もありました。それから、無償化にすると給食の質が下がってしまうのではないかという、そんな心配もされる委員さんもお見えになる。そして、財源はどうするのかと。大体主なところでいくと、そのような質問が多かったかなと私は思っております。

そういう中で、コロナ対策というのは、ある意味では一時的な話で、この給食費無償化というのはやっぱり続けていく、そこに意味があるわけです。そういった意味で、ましてやこれ、高齢者の施策と対立的に捉える、こちらをやったらこちらを少なくするとか、そういう問題では私はないと思いますので、そこら辺はしっかり、逆に言えば市の考え方、そして給食費を無償化したからといって給食の質が下がるということではないということは、教育委員会のほうから明確な回答もされております。当然、もし国が実施をすれば、無償化したとしてもそれで給食の質が下がるという問題でもありませんので、あれです。

そういった意味で考えると、財源をどうするか。確かに3億円というのは大きな額だと思います。そう簡単に右から左へ流れるものではないということも当然理解できるところであります。しかし、今の瑞穂市の状況を鑑みれば、実質単年度収支というのが数字で出されておりますけれども、多くの年は黒字であると。億単位で黒字を出している。中には赤字の年もありますけれども、延べて言えば黒字であるということを考えれば、決算残余の活用ということも一つ考えられると思います。それから、ふるさと納税、たくさん今瑞穂市に寄せられているというお話で、毎年その基金を積み上げているという、そういう状況もあるということで、やっぱりふるさと納税で集まった基金というのは、ぜひ瑞穂市でいろんな施策に活用してほしいからということで出されているもので、市長采配でできる部分も相当あると思いますので、こういった積立金の活用、そういったことを財源にすれば十分、当座でいえば可能であるというふうに思います。最終的に言えば、市長の政策判断、そこにかかってくると思います。

そういった意味では、ぜひ市長には、こういったことも含めて、来年度というか今後に向けてぜひ実現できるようお願いをしたいと思っておりますけれども、市長の御見解をまた改めてお願い

したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 市長のマニフェストとして、学校給食費・学校給食事業への補助を掲げております。

昨年度、物価高騰による賄材料費の負担を、家計への影響を考慮して、給食費の値上げに求めるのではなく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、予算額で1,933万5,000円、賄材料費当初予算額の6%を補助させていただきました。

今年度につきましても、本議会で補正予算で同様にさせていただいており、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、当初予算額の3.6%、1,148万6,000円の補助をしていきたいと考えております。

先日13日に政府は、来年10月から児童手当を拡充すると決定しました。所得制限が撤廃され、支給対象年齢が高校生まで引き上げられ、第3子以降は月額3万円に倍増されます。

平成24年の児童手当法の改正に伴い、学校給食費を児童手当から徴収できることになり、令和4年度には、当市におきましては250名近い保護者が児童手当からの徴収を申し出てみえますので、この拡充による動向も注視しながら慎重に検討していきたいと考えます。

また、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学校給食費等を援助する制度があります。対象者につきましては、教育委員会が認める保護者にも援助ができることになっておりますので、現在運用している瑞穂市就学援助事業実施要綱の見直しを今年中に行いたいと考えております。

無償化につきましては、市長の政策的判断ではなく、国の施策として実施していただきたいと考えるところであります。今後の国の動向を注視しつつ、可能であれば県や国に要望もしてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、事務局長のお話を聞きますと、昨年度、そして今年の補正予算でコロナ対応の臨時交付金を財源にしてしていると。それは給食費の値上げを防止する、そういった観点だと思いますし、そういった意味ではありがたいことだと思います。

しかし、今求めているのは、そういった言わば当面のことではなく、根本的な問題として、しかも今、国のほうでの動向を見てということになりますと、国がしなければじゃあしないのかというお話になってしまいます。そこはしっかりと、どういうふうにしていくのか、市としての子育ての考え方、そこがここに大きく表れている問題ではないかと思えます。そういった意味では、国の動向待ちということではなく、より積極的な形で瑞穂市が子育てをしっかりとやってくんだと、そういうまちだということで進めていっていただきたい、そのように思いま

す。

そして、先ほど就学援助金の制度の見直しについては、これは私も非常に同感で、特に瑞穂市の場合には基準が非常に厳しいということで、そこら辺のことも含めて、これはこれとしてぜひお願いをしていきたい、そのように考えるところであります。

なお、児童手当から給食費を引くというお話でしたけれども、滞納する場合にはそこから引くという念書を年度当初に取ってみえるみたいですが、これはちょっと本来的にはどうなのかという疑問を持っておりますので、その話とはちょっと区別していただければと思います。

そのように、事務局長からは国の施策を待ってというお話ですが、それだとどんどん遅くなっていくような気がします。そこら辺について、もし市長のほうでお考えがあればぜひ一言お願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員から学校給食の無償化についての御質問をいただいております。

私の考えは、子育て支援としての学校給食費の無償化は、国が制度設計をするということを望んでおります。安定した財源なしに進めるということは、他の事業への影響も大きいということを考えております。

学校給食の無償化は、先ほども議員の中から意見の中でございましたが、3億円を超える金額が1年間に必要となります。単年度で終わる事業でもございません。例えばまた、先ほど御質問があった庁舎の建設費なども、国からの補助金はございません。市の単独事業として、庁舎の建設も考えていかなければなりません。3億を超える学校給食費の無償化の事業を安定財源なしに進めるということは、市政を預かる立場としても、今判断できることではないということをお答えを申し上げ、お答えとさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、市長の答弁としては国のほうでやってほしい、市独自ではできないという、特に安定財源がないというお話でしたけれども、先ほどのような状況を詰めれば、どのように予算を組むかによっては十分可能だと思います。

そして、下水とか新庁舎、これもどの程度になるか分からないからということですが、その問題、これが増えていくという問題は容認するけれども、じゃあ教育費の無償化、そういったことについては、考えないということではないとは思いますが、そこはしっかりとめり張りを持ってやっていく課題ではないかと私は思っております。

そういった意味では、ぜひ今後もできる方向で検討をしていただければと思ひまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。再開は14時10分からいたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 議席番号11番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2問質問をさせていただきます。

1問目は、富有柿栽培の担い手の支援についてでございます。2つ目は、市の北西部の今後の地域計画につきまして、3つの観点から質問をさせていただきます。1つは、準都市計画区域の見直しということと、昨日の棚橋議員からもお話が出ております農業振興地域、要するに私のほうは青地のほうの今後の対応の仕方ということと、3つ目は、今日も大分お話が出ておりますように、瑞穂市の都市計画マスタープランの見直しの時期に入ってきております。この今質問をさせていただきます準都市計画区域と、そうしまして農振地域の青地のところをぜひとも施策の中に項目として入れていただきたいということで、御要望ということでこの2点を追加させていただきますので、質問席からこれより質問させていただきます。よろしく申し上げます。

では最初に、柿栽培の担い手につきまして質問をさせていただきます。

本年の3月に、新聞紙上におきまして、近年柿生産者の後継者不足の解消のために、柿畑の維持管理のために、これは瑞穂市内の話でございますけど、昭和コンクリート株式会社のグループ会社で農業法人というのがございまして、その昭和ファームさん、瑞穂市、それから瑞穂市の柿振興会、そうしまして貸手、それから借手の仲介役でございます県の農畜産公社の4者間において、3月1日にその提携がされました。私も朝刊を見まして、驚きということで、この瑞穂市内の柿生産者の方も寝耳に水のこと、びっくりをされたというようなことではないかなあと感じております。

その後、2か月経過をいたしました5月19日午後7時より、巢南公民館1階多目的ホールで柿畑の新たな担い手の説明会が開催され、私も柿振興会のメンバーの一員ということで出席をいたしまして説明を受けてまいりました。

そこで、今回は、この3月の新聞紙上に出了た記事及びこの5月19日の説明会の質疑応答を受けまして、今回この4者の一員でございます瑞穂市がどういう関わりをしているかという

ことで、その立ち位置と今後の柿生産者の支援策につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

最初に新聞記事、これは岐阜新聞の記事でございますけど、そのポイントを上げますと、近年、市内の柿農家さんは2015年、といいますと平成27年時点で303軒ございましたのが、2020年、令和2年の時点で226軒に減少しておると。市の柿振興会によれば、担い手がないために柿の木が切られ、農地面積も年々少なくなってきていると。そこで、借手の昭和ファームさんは自社の農地の柿の栽培を手がけ、後継者不足に悩む岐阜市内の柿農家から柿畑の管理を引き受けて、これまでに培った栽培のノウハウを瑞穂市内でも生かすことができるという説明がされ、また昨年からは昭和ファームさんといたしまして栽培した柿の規格外品をセミドライに加工して販売する取組も始めるなど、収益性の高い販売方法を模索しており、瑞穂市内の農家の経営改善にも協力ができるというふうにアピールをされておられます。

また、本市の柿振興会の会長は、今ある木を守り、何とか面積を維持していきたいというふうに明言され、昭和ファームさんは経営課題に対しての知見やノウハウを提供する、損益にこだわって運営をしていきたいという抱負も語っておられます。このように、両者の利害が一致を見、現在話合いが進行をしていると私は考えておるようなわけでございます。

そこで、最初の質問でございますが、この事案に対する行政の今後も含めた立ち位置というんですか、それをここで伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 杉原議員が御紹介になられました協定の締結についてですが、瑞穂市内では年々柿の生産農地の面積が減少し、瑞穂市柿振興会の会員数も減少しております。これは柿農家に限らず、農業者の高齢化や担い手不足により、柿栽培を継続することが困難となっているため、柿の生産農地の減少を抑制するために担い手を育成することが課題と考えます。

こうした中、岐阜市で柿畑を借り受けて富有柿を栽培している昭和ファームは、富有柿を栽培するだけでなく、規格外の富有柿をセミドライに加工して販売しております。瑞穂市内の柿は、一部の方は柿ジャムなどに加工して販売されているものの、多くは青果として出荷され、規格外の富有柿は廃棄されることもあるようです。

富有柿を加工して販売している昭和ファームが瑞穂市内に参入し、柿の生産・販売事業に取り組んでいただけることは、柿栽培の担い手としてだけでなく、規格外の柿を加工品として販売できるなど、新たな柿の農業振興にも御協力いただくことを目的に、瑞穂市柿振興会を含めた3者で柿の農業振興に関する協定を締結し、柿の農業経営の維持及び発展、瑞穂市における柿ブランドの育成及び活性化などを共同で取り組むこととしました。

柿畑の新たな担い手説明会は、借手となる昭和ファームと貸手となる柿農家さんが相互に理

解を深めるため、瑞穂市柿振興会と昭和ファームが主催となり開催されました。市は、説明会を支援する立場で、農地の貸し借りを説明していただく農地中間管理機構の参加要請、説明会の日程調整、市の施設で開催するため会場の予約、柿畑を貸したい方の意向を確認する方法などに協力させていただきました。

説明会の中で、昭和ファームは会社の紹介や借りたいと考えている柿畑の条件などについて、岐阜県農畜産公社は農地中間管理機構を活用した農地の利用権の設定について説明がされました。

柿畑を貸したいと考える方の意向は、柿振興会がまとめて昭和ファームに情報提供をする予定となっております。また、農地の場所など必要な情報があれば、市も協力する予定となっております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。

ちょっと私は視点を変えまして、昭和ファームさんがセミドライ加工とかそういうことで、要するにB品というんですかね、そういう商品を要するに加工として販売ができるということなんですけど、私も柿生産者の一員としまして、今の柿ですね、柿作り、これにやはり集中をしていただきたいなというふうに考えておりまして、ネットで昭和ファームさんの事業状況を実は見ますと、岐阜市西秋沢田畑ほかに柿の木117本を現在栽培されておるということですね。117本といいますと、1反で40本としますと大体3反ちょっとですね、の面積でやっておられるということで、私は先ほど言いましたように、本来的にここは富有柿の発祥の地で、品質のいい商品を作るということをメインでやるならば、本当に、昭和ファームさんのことをどうのこうのと言うわけはございませんけど、柿作りといいますのは50年かかっても一人前にはなかなかかなれないというような、農産物の中で柿栽培というのは本当に難しいんですよ、はっきり言いましてね。だから、ブランド品でも1世紀に1個ブランド品ができればいいというふうに言われておるくらい柿というのは難しいんですよ、技術的に言いましてね。

私はそのプロではございませんけど、そういうようなことを言われておりまして、私はそういう観点からいいまして、次の項目でもまた質問いたしますんですけど、柿作りの達人というんですかね、そういう方が本当に本舗の、後ほど聞きますんですけど、どのくらいの面積を何人ぐらいで、柿を今後守っていただくということですね。そういう真心の持った気持ちの方が本来はやっていただかないといけないんじゃないかなあとということで、これは次の質問にも入っていくんですけど、ですから最初にちょっとそういうことで、その副産業的なところに力を入れられるというのは、私は柿生産の農家の息子として生まれまして、半世紀以上柿生産に携わってきた人間としまして、何かちょっと寂しい感じがしますんですけど。

それで、今いただきましたもんですから、次の質問ということで、ではその昭和ファームさんが先日の説明会で具体的に自分のところの経営方針というんですか、要するに柿栽培技術、例えば何人ぐらいの方で、現在まで柿生産に携わっていた年数どのくらい、それから何人くらい見えるかということ。それからあと機械装置ですよ。ですからSSとか、あと草刈り機とか、あと西道の、シーズンのいいますと、要するにこれから柿の摘果のシーズンに入るわけですね。いい柿を作るために、今までは花すぐりということで、これからいい実を、生理落下が終わってこれから本当にいい柿を作るということで、そういう日々の業務の摘蕾業務とかそういうことも本当にできるかどうかという、そういう技術を持っておられるかということですね。

そこら辺のことをはっきり明確にしていただかないと、先日も夜の会合に出席された方は、私も後ろのほうの席で出席をしておりましてんですけど、大体70人前後出席をされておると思うんですね。ですから、非常に、規模は大小ありますけど、大作りの方も、要するに先ほどもお話ありましたんですけど、高齢化でなかなかできないと。私の知人でも、今まで5反半作っておったけど、今年は4反切りましたよと。もう一人では、とてもやないけど、そんな5反半はできませんよということで、そういうことでそういう方も出てみえました。

この話を聞いておられて、帰りにちょうど玄関出たときに、杉原さん、話がちょっとあれだなと首をかしげてみえましたんですけど、その方は実際ここの圃場を見に行くと言ってみえました。その後私に報告してあげるわと言っておられましたんですけど、私はそんな報告まではいいよということは言うておりましたんですけど、そういうことで、本当に昭和ファームさんにそれだけのここの、先ほど言いましたように、富有柿の発祥の地の柿をこれからも、ここにございますように昭和ファームさんが借りたい農地の条件ということでありますけど、ちょっと話それますけどごめんなさいね。直近2年間放置されていない農地であること、それから2番目に貸付け希望年数が5年以上の農地であること、農地の1区画が面積1反、1,000平米以上であること、スピードスプレーヤーというのは自動の消毒機械ですね、そういうものを持っておるということ、それから柿畑の利用権は使用貸借、賃料が無料であること、それからここに次の問題がある、縮伐、間伐については昭和ファームさんに一任するということになっているんですね。間伐はまだいいけど縮伐、間伐も勝手に木を切られてしまつては、例えば5年たって、また息子さんがやられるときに返してもらおうというときに、柿畑が40本貸してあって、みんな間伐で半分切られたら20本しかなくなっちゃうんですね。ですから、そういうこととか、縮伐というのもこれなかなか難しいんですよ。これは技術がなかったらなかなかそんなこと勝手に枝を全部切れんわけですよ。

ですから、そういうことでなかなかこの条件というものも難しいんです。これを全部認めてくれというようなことで、ここの条件で賃貸のところに出てきておるんですね。行政の方は

そこら辺を御理解されて、こういう仲介というんですか、裏方のほうで回るわけなんですね。要するに当事者は昭和ファームさんと、それから現在の農地を持ってみえる方の貸借関係でやるわけなんですけど、やはり市という看板も要するに差し出しておるわけですから、そこら辺の責任の一端というのは、私は行政の中にもあると思いますけど、そこら辺を今私が申し上げましたようなことも十分配慮しておられるかどうかということをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 議員御指摘のとおり、昭和ファームは今のところ広大な柿畑を経営している状態ではありませんが、瑞穂市に柿畑の担い手として参入し、経営面積を広げることで瑞穂市内の柿の木の伐採や荒廃を抑制することにつながると考えております。

説明会の中で柿振興会会長からも、柿の担い手として昭和ファームに限定するというのではなく、担い手不足となっている柿畑の新たな担い手の一つとして参加される旨を強調されておりました。また、説明会の終了後、柿畑の若い担い手と昭和ファームが挨拶を交わすなどされており、担い手が相互に協力し、瑞穂市内の柿畑を守っていただけることを願っております。

ということで、全ての荒廃農地を昭和ファームさんがやるというのは当然無理でありますし、旧巢南地区の方では、若い方も手を挙げて実際農地を始めてみえる方がありますので、まずは一つの選択肢として考えていただきたいです。

あと、いろいろな条件、今杉原議員が説明していただきましたが、やはり担い手さんもやりやすい、やりにくい農地が当然ございますので、まして今は規模もそんなに大きくできませんので、まず取っかかりとしては、最良面積要件とかSSが入る道路があるとか無償で5年間はお借りしたいとかいうような条件をつけておりますが、その辺りを実際は最後は個々の判断というか、甲乙の契約になりますし、今回でいいますと、先ほど少しお話をした農畜産公社というところの農地中間管理機構がありますが、そこが市ではなく岐阜県という公の施設というか場所になりますので、そこでの利用権の設定というのは法的にも認められておりますので、なかなか信用されるか信用されないかというところもあると思いますが、まずは本当に自分が困っていて誰かを頼りたいという方からスタートしていただく、もしくはそのときに相手と話をしていただいて、個人で判断をしていただくことになると思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 確かに先日、柿振興会の会長が昭和ファームさんから、担い手は別に昭和ファームさんじゃなくても、ほかの方にも、賃貸の場合でも農畜産公社かね、そこを通してやってくれということで、稲作と同じ方式だなあとということでそれは理解しましたんですけど、それでは次に、先日、私もちょっと違和感を感じたのは、柿振興会というふうで出されま

したんですけど、今二百何名が柿振興会のメンバーに入っておられますけど、柿振興会のメンバーに入っていない方も、結構大作りの方も見えると思うんですよね。そういう方も全く条件は同じだと思うんですけど、そういう方の場合、お話があった場合には行政はどういう仲立というんですか、仲介をされるわけですかね。

振興会に入っていない方で大手の方で、もう私もそういう話を聞いたんですけど、それならその船にちょっと乗っかきたいというふうでお話があったときに、行政はどういう対応をされるか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 振興会未加入の方の対応ですが、今回の説明会は柿振興会さんが柿振興会の会員向けに開催されておりますので、会員さん以外には説明会の案内はされていないと思います。

しかし、会員以外の方も説明会の話聞きつけられ参加を希望された方は参加できるとのことでした。

また、今回の説明会に参加されていない方も、柿振興会に未加入の方でも、これまでどおり農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りはできますので、会に未加入の方からの相談があり、担い手さんが見つければ紹介できるものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、最後の質問に入るわけでございますけど、今そのような現状の実態ということで、そういうことで執行部とやり取りをさせていただきましたんですけど、この産業部門で、やはり柿栽培というのは大きな柱の一本になっておるわけですね、柿栽培というのは。

ですから、今の状況のようなことで、今後今の状態でいきますと、もう10年後には今の柿振興会でも二百何名の方が、極論ですけど100人の単位になるのではないかなあというふうに、私は個人的にはちょっと考えておるわけなんですけど、行政はこの産業部門ということで、地元の産業育成やサポートということで、今後柿栽培についてどういうふうに考えておられるか、お答えを願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 柿栽培の将来についてですが、やはり大きな課題は担い手の確保だと考えております。

このための支援策ですが、岐阜県や岐阜県農畜産公社が新たに農業に参入するための就農相談や農業体験などの研修会を開催しております。若い方が新たに農業を始める場合の資金面の支援として、農業者次世代人材投資事業や認定新規就農者制度により支援がされております。

全国で、新たな担い手を確保することが課題となっており、市でも国や県と連携をしながら担い手確保に努めていきたいと考えております。

また、担い手を増やし、担い手同士が共に協力しながら効率的な農作業ができるような農地の集積・集約化を図り、安定した柿栽培ができることを願っております。昭和ファームには、瑞穂市の柿振興についても協力していただくことを期待しており、廃棄される柿が加工され新たな商品になることで食品ロスに取り組むこともできます。こうした取組により、柿農家さんが安定した農業経営を継続できればと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 言葉で言うのは簡単ですけど、柿栽培というのは、農産物を栽培しておる私もその一農家の人間としまして、将来的にいいますと明るい兆しはなかなか見えてこないなあという感じはしておるんですけど、瑞穂市といいますのはやはり富有柿の発祥の地ですから、これだけは何とか私自身も元気な間は柿作りに精を出して守っていききたいなあということで考えておりますから、また行政のほうでも、ほかの農業の方もいろんなことで御相談に行かれると思いますけど、そこは本当に丁寧に対応していただきまして、担い手の方が見えるならコーディネーター役を務めていっていただいて、この間のお話やないですけど、柿振興会の会長も本当にそういう点では危惧をされて、こういう一つの方法を取られたと思うんですね。ですから、それに対しまして私は敬意を表しますけど、これは本当にここ四、五年が私は一つの転換期に来ておるのではないかなあというふうに思っております。その間におきまして、やはり当自治体の該当部門といたしまして、そこら辺をしっかりとした対応策というものを考えておいていただきたいというふうに考えております。

では、次の質問に入ります。

これも昨日から今日にかけて、地域計画ということでいろんな方が皆様方、御質問をされておりますけど、私も市の北西部の地域計画ということで、まず最初に準都市計画区域につきまして質問をさせていただきます。

準都市計画といいますのは、都市計画区域以外において、市街化の進行と見込まれる場合に土地利用を規制するための区画をするものだというふうに理解をいたしております。

これで北西部、これは中と西校区でございますけど、平成29年の3月に、先回の瑞穂市の都市計画マスタープランというのに、この中に大きな地図があるわけなんですけど、その中の瑞穂市都市計画図を見ますと、準都市計画区域は区域界のみ、現在も無地状況になっていると思うんですけど、まずそれをお聞きしたいんですけど、何か色がついておりますですかね。都市整備部長、お願いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 準都市計画区域につきましては、市街化区域のほうのような商業系が赤系統とか工業系が青系統などの区域の設定は、今のところございません。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私もそういうことで理解をしております。

この準都市計画区域指定は、岐阜県が平成27年の1月5日に中・西両区域を指定されたというふうに承っております。

そこで質問ですが、この準都市計画区域のメリット・デメリットをお示し願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 準都市計画区域指定については、建築しようとする場合には建築基準法に基づき建築主事の確認を要し、また道路についても4メートル道路の接道の要件などの集団規定が設けられました。狭隘道路に接道する場合で家屋が建築される場合は、基本的には道路センターから2メートルのセットバックをする必要がありますので、結果的に道路が拡幅されていくことにもなります。

また、都市計画法の開発行為面積も1万平米以上から3,000平米以上と引き下げられ、乱開発などの周辺環境の悪化防止にもつながっております。この辺りがメリットかなと思います。

デメリットとしましては、まちづくりの考え方の中ではデメリットはないとは思いますが、あえて言うなら、土地所有者の方からすると、当然今までなかった規制がかかりますので、その辺りは少し窮屈な土地利用にはなるとは思いますが、まちづくりの中ではデメリットはないと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ちょっと私はデメリットが現在多いと思っていますから、次の質問に入ります。

この準都市計画区域の指定を受けましてから、今年で9年目に入るわけですね。この間、この地域を取り巻く環境、社会情勢変化も非常に変わってきておるとは思いますね。

ですから、こういうことで、先ほど私、この地域は全く無指定で、要するに色がついていないよということで今日まで来ておるわけなんですけど、やはり私は今後、都市計画区域、私もちょっと書物を見て調べておるんですけど、準都市計画区域も都市計画区域に準用した扱いを受けるとは思うんですよね。ですから、そういうことでいいますと、穂積地域なんかはみんな都市計画区域やで13種のいろんな規制を受けて、もう本当にバラエティーな色で出ておるわけなんですけど、西・中地域も全面ではなくてもいいんですけど、都市計画区域の用途地域の導入

を私はできると思うんですね。

ですから、これをこれから質問するわけなんですけど、例えば七崎地域は、先般から私言っておるんですけど、県道53号線、岐阜・関ヶ原線、それから今日も市長からお話ございましたように、26年度には東海環状自動車道が全面開通するんですね。そういうことの観点からいいますと、アクセスも非常にいいところなんです、七崎地域というのは。

ですから、そういうところに、例えば用途地域ということで、工場地帯ということで色を塗ってもらおうとか、それから田之上地域はここに住宅用ということで、そういう用途地域の導入ということは、準都市計画区域には都市計画区域と同じような基準適用ということとはできないんですか。それを御質問、ちょっと質問内容には入っていないんですけど、もしお分かりになったらちょっとお答え願いたいと思うんですけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 事前通告いただいた計画区域の見直しの御質問でいいかと思えますのでお答えします。

準都市計画区域の見直しについての御意見は特に聞いておりませんが、議員が言われます岐阜都市計画区域の瑞穂市内の区域と瑞穂準都市計画区域の見直しを行って、2つの区域を統合した場合、都市計画区域の指定とともに区域区分を行うこととなりますが、現時点の人口密度からいって瑞穂準都市計画区域の全域が市街化調整区域となることが想定されますので、地域活力の低下を招くおそれがあると考えます。

もう少し説明をしますと、今杉原議員が御質問の部分は、多分都市計画の関係の法律の関係のお話をしてみえると思うんですが、御存じかも知れませんが、もう一つ農振法という別の農業関係の法律がありますので、それぞれの部分で考えていただく必要がありますので、仮に都市計画のほうで工業で色を塗ったとしても、農業振興地域の法律の網はまだありますので、単純に片方の法律で工場適地になるとか、そういうことはないということだけは御理解をいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今度は、次の農振地域のことで説明のときに質問しようと思っておったわけなんですけど、では次に、今後の農業振興地域の農用地区分というのは、青地の場合ですね、そのことにつきまして質問をさせていただきます。

現在、中・西校区の農地の中で、農業振興地域、農振、農振地域と言っていますが、その農用地の区域の指定を受けている面積はおのおのどれほどございますか。ちょっとお教え願いたいんですけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域の西小校区は約192ヘクタール、中小校区は約163ヘクタールが農用地区域となっております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） はい、分かりました。西校区が192ヘクタールで中が163ヘクタールですね。

それで、農業振興地域制度というのは、これは農振法として昭和44年度に制定されたものなんです。それで、もう開始から約半世紀有余を経過しておるわけです。その間にこの制度の見直しはされていると思いますが、そこでちょっと質問をさせていただきます。

両校区の農業振興地域の導入は、いつ頃から始まったのですか。それをちょっとお教えいただきたいんですけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 昭和46年度に農業振興地域に指定がされております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） これ両方ともですね、西も中もですか。

同じですか。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 同じ。

○11番（杉原克巳君） 同じ年にね。はい、分かりました。

そのようなことで、今日まで、46年からといいますと本当に半世紀以上になっていますから、私は以前から、今日もちょっとお話が質問者の中から出ておりましたんですけど、以前から中・西校区の人口減少の歯止め策として、両校区内にある農業振興地の、要するに農用地と利用されていたのを、具体的に言いますと昔からあります苗場ですね。広い面積で200坪までくらいですけど、大体100坪から150坪ばかりが大体中心ですけど、そこを利用するようにということで前の部長にもいろいろ御相談をさせていただきまして、これを住宅用地に農振除外をしてもらえないかということで、一昨年3月に農業委員会の許可を受けまして、その除外申請が実はできておるようなわけでございます。

そのときのお話といたしまして、中校区は10年前から人口が80人減っているから3ヘクタール苗場の農振除外を認めようと。西校区はその3倍の240人減っているから8ヘクタール、要するに苗場の使用を認めようということで許可をいただいておりますけど、これもまだ日にちが経過していないんですけど、この両地区の農振除外を受けまして、苗場の再利用ということとは今どのような状況になっておりますか。お教えいただきたいと思っておりますけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 苗場だからいいとか悪いとかではないので、ちょっとそちらの御質問とは少しずれますが、農業振興地域内で農用地利用計画の変更、これが農振除外とありますが、された件数は平成25年から令和4年度までの10年間で29件ありました。29件のうち、住宅を建てるための農振除外の件数は16件で、西小校区は13件、中小校区が3件となっております。

また、土地購入をされた農地は9件で、西小校区が7件、中小校区が2件となっております。土地の購入によるものは、駐車場や事業用の利用地が多くなっております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、部長からの答弁を聞いておりますと、なかなかハードルが高いようなことでございます。

そういう観点から、ちょっと1つ私も再認識ということで、農地転用のための農用地区域からの除外の要件、これをちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 当市の農業振興地域整備計画の変更に関する適合基準は、農業生産者の生活上必要と認められる施設用地、居住する者の日常生活上必要と認められる住宅用地、農家住宅、農家分家住宅用地と農村地域工業導入地域に隣接する市が指定した2区画で、工場、事務所などの施設用地のために利用する目的を必要とします。

これに、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定めるものとして、農用地以外に代替すべき土地がないことや農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないことなどの条件がつきます。また、県が定める同意基準も全て満たす必要が除外の要件としてあります。

なお、農協、農業委員会、土地改良区、農業振興会などの関連団体の意見を聞きつつ、瑞穂市農業振興地域整備促進協議会に諮問し、答申を受けるなどの手続を経て、最終的に県知事から同意を得ることが必要となっております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、条件もなかなかハードルが低くないものですから、なかなか農地の転用ができないということで、それに関連しまして、先ほど西校区で192ヘクタール、中校区で163ヘクタールが要するに青地で残るわけですね。ここの瑞穂市はそのまま行くんですかね。

ですから、この農振除外ということも、もう今の本当に一等地なんですよ。ですから、企業誘致なんかを考える場合にも、今そこしかもうまとまった土地がないと思うんですね。ですから、大規模な工場等を誘致する場合に、今ですと20ヘクタール、30ヘクタールがざらなんで

すよね。そうしたときに、今のそういう小口の土地ではとてもやないけど企業誘致は、私はできないと思うんですよね。

ですから、そこら辺を、この農振除外というのはなかなかハードルは高いです。県知事の許可も受けないかんし、面積以上は国の許可も受けられないんですけど、そこら辺をどういふうに行政は考えておられるか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域の整備計画の変更、農振除外につきましては、やはり先ほどの、ちょっと御説明をさせていただいた要件が必要となってまいります。

その中で、大分時間はたっておりますが、俗に言う工場適地と認められた部分のところに関しては、農振除外を既に行っておるところもありますし、先般の県道沿いの1ヘクタールの2区画につきましても、県と協議をして、ここであれば除外もやむを得ないだろうというようなお話をいただいて事業者の方に説明を行っておりますので、瑞穂市で農振地域を勝手に設定するわけではございませんので、やはり手続の手順は踏む必要があると考えておりますので、まずは今の俗に言う白地と前回除外可能である2区画の工場の誘致を図ることが最初の目的だと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ですから、先ほどの話に戻るんですけど、県道53号線、それから東海環状自動車道の犬野神戸のインターに近い七崎地域というのは、工場立地として非常にいいところなんですね。ですから、そこを先ほど用途地域という、これは準都市計画区域の用途地域ということになるんですけど、そこを農振除外ということで、そういう話を抱き合わせでやっていただけないかなあということで私は思っておるんですけど、そこら辺はいかがですかね。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど2つの法律のお話をしましたが、都市計画の関係の法律と農業関係の法律はある意味相反する部分がございますが、片方を優先して片方の法律はある意味甘くなるというようなことはちょっとございませんので、御理解をお願いします。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 無理難題な質問をしておるわけなんですけど、そうした場合には、やはり今十七条と同じように、行政のほうでここの地域を要するに工場適地候補地ということで図面上に描いて、企業の方が見えたときにそこは農振除外を前提として工場誘致をさせてもらいますという話に持っていかないと仕方がないですね。ですから、今十七条方式の1万平米と1万2,000平米と同じ方式という形になるわけなんですね、今のところは。だということです

よね。はい、分かりました。

では、もう時間もあれですから、最後の質問に入ります。

先ほど言いましたように、7年度に向けまして都市計画マスタープランの改定期ということで、この準都市計画区域と、それから農振地域のこの農用地の青地のところ、ここを何とか施策の項目としてぜひとも入れてもらわないと、なかなか地元の方なり我々がここを何とか何とかと言っておいても、やはり計画に、企業誘致適地候補地ということに一文字でも入れてもらわないとなかなかこれは進まないということで、そういう意味からいいまして、もう未来志向で、10年後20年後の瑞穂市の新たな姿ということで、そんなことを言って申し訳ないんですけど、市長は今日のお話で国道21号線沿いのお話をされているんですけど、こんなことを言って申し訳ないんですけど、この七崎地域、森地域、重里地域も瑞穂市内ですから、市の北西部がやはり開拓というんですか、開発が一番、私遅れておると思うんですよ。

だけど、これからのモータリゼーションのことを考えますと、私はこの工場立地からやっぱり企業立地も企業さんのアプローチの仕方によっては本当に一番、この県道53号線の北側を見てもらいますと、本巢市のあれだけの工場地帯が来ておるということは、その道路を挟んで南側になるわけですから、ただまとまった土地がないということが、これは最大の欠点ですけど、企業の方にしてみれば、その20町歩30町歩の面積やなくて、例えば2ヘクタールとか3ヘクタールの面積であればということであれば、あそこなんか本当にそういう点では県道へのアクセスも非常にいいところですから、何とか私はそこを今度の都市計画マスタープランの改定時に、ここを要するに企業誘致の立地条件というようなことを一言だけでも入れて、中校区と西校区、西校区でいいますと田之上、七崎地域、それから森地域、それから中校区ですと今の十七条、十八条は当然入っておりますけど、重里地域もぜひとも入れていただきたいなあということをお願いしておきますが、どんなようなお考えでしょうか。都市整備部長、お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、都市づくりに係る基本的な方向性を定めたもので、計画的な都市づくりを実現するための各種都市計画制度を活用する際の指針となるものです。

このマスタープランの記載事項につきましては、計画の対象期間が長期間であることから、詳細な計画内容を記述するのではなく、将来の大まかな都市像を描きつつ、個々の都市計画が将来の都市全体の中でどこに位置づけられ、どのような役割を果たしていくかを理解できるようにすることなど、都市計画運用指針に示された事項に基づき明記をしております。

また、農業振興地域などにおける他法令の規制などの取扱いに関する事項につきましては、都市計画マスタープランへの記載は適当でないと考えますが、農用地を含むそれぞれの地域の

秩序ある土地利用を実現する観点から、都市計画法や都市計画運用指針などに照らし合わせ、他の法令による土地利用の規制状況などを勘案しつつ、必要となる土地利用の整序や保全の考え方などはしっかり明記していく必要があると考えております。

これらを踏まえ、今後予定をしております都市計画マスタープランの改定作業を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） なかなか都市計画、原点に戻ってしまいますと、そうしたときは岐都計からも離脱せないといけない話になってしまいますから、本巢市のように。ですからそこまではなかなか難しいと思いますけど、何か附則か何かでもいいからそういうことをちょっと明記をしておいてもらわないと、地域住民として、何がこの地域は、瑞穂市の行政は何を考えておるんだという、何にもそういう指針がないまま動くというのも、これも私はいかなものかと思うんですね。

ですから、そこら辺を何らかの中で、都市計画の中には入れられないというようなお話もありますんですけど、それに附則というようなことで、こういうことを何か中部と西校区は考えておりますよと。まだ今は出ていないんだけど、将来的にはそういうことを考えています、そういう夢を地域住民に与えるような、あまり現実的じゃないこともなるか分かりませんが、夢がなかったら住民の方もなかなか、本当に宝の持ち腐れになっちゃいますから、こういう表現したら大変申し訳ないんですけど、今の農地を担い手もないような状況でございますから、やはり皆さんは、もうやむにやまれず、土地を手放そうかというお考えの方も結構多いと思いますね。

そういうことも、行政ということはやはりそこら辺を感知して、どういうまちづくりをしていったらいいかということ、あまり法律的なことを盾に言われたら我々もなかなか質問もできなくなりますもんですから、そこら辺はもう少し風穴を開けるというようなことで、県のほうにもそういうお話を持っていくというような、そういう気構えでひとつやっていただきたいということでお願いをしておきまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事に都合によりしばらく休憩します。再開は15時10分とさせていただきます。

休憩 午後 3 時03分

再開 午後 3 時12分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 議席番号2番、創緑会、藤橋直樹です。

ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずもって、先般開かれまして瑞穂市市制20周年記念式典の成功、おめでとうございます。私も式典に参加し、発展する瑞穂市にふさわしい、夢のある将来に希望を持てる瑞穂市を強く印象づける式典であったと感じました。

さて、新型コロナウイルスの状況も2類から5類に位置づけが変更され、小康状況が見られます。そのおかげでしょうか、人の動きも活発化、平常化しつつあり、明るい気分になりました。

今議会では3つの質問をさせていただきます。1点目は、給食費の無償化に対する市の考え方についてです。2点目は、新庁舎の建設についてです。3点目は、学校の特色づくりです。

以下については、質問席にてお尋ねしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1点目の質問です。

給食費の無償化問題についてですが、子育て支援が社会的な注目を浴びていることもあり、今議会でも私を含め3人の方が一般質問をしておりますが、私は私なりの観点によりお尋ねをさせていただきます。よって、執行部として重なる点多々あると思いますが、重ねて御答弁をいただくお願いを申し上げます、質問に入りたいと思います。

せんだって近所の人と話をしていましたら、その人が言われるには、あるところで署名活動での署名を求められたそうです。その内容とは、瑞穂市は財政が安定している、貯金も増えたと言っている。そうであるなら、給食費の無償化をすればいい。今や国を挙げて少子化対策、子育て支援に目を向け、国も税支出でなく、社会保険料で少子化対策費を捻出するよう考えている時代だから、瑞穂市も給食費の無償化に踏み切るべきだとの意見の下、署名をいただきたいと言われたそうです。結局、その方は署名はされませんでした。実際はどうか、給食費の無償化はどうかと聞かれました。

確かに市長が選挙中に出された説明資料には、財政の安定化に努力され、効果が出てきたことが書かれてきており、市民としては好ましく感じています。また、国が少子化対策を示し、この6月にも国としての施策の在り方、財源の補填方法を示すと岸田総理が答弁してみえました。その機運を受けて、自治体として施策を考えることは重要だと感じています。

しかし、瑞穂市はまだまだやるべき課題が山積した自治体です。例えば、公共下水道事業、駅周辺再開発事業、新庁舎建設事業など、やり残した課題が多くあり、その事業経費も相当な額になると考えています。

そこで、それらに改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、実は今月、3月の中日新聞で報道されていた記事をその人に見せていた

できました。その記事の内容ですが、中部6県の238自治体の中で25の自治体が給食費無償化を実施しており、さらに11市町村でこの4月から無償化の動きがあると報じていました。実際、無償化する予定はないと回答した186市町村の理由は、財政負担が大きい71%、学校給食法の規定が67%で、それなりに根拠があるようです。その見解に対する市の意見、判断をお聞かせください。多分、瑞穂市も回答をされたと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員御指摘の令和5年3月27日の中日新聞朝刊の学校給食費無償化の調査は本市にもございました。当市は無償化をしていないため、自由記述のみの回答となり、学校給食を義務教育の一環と考えるなら、各自治体の施策や事業で無償化することについて、国は方針や支援を考えていただきたいと書かせていただきました。

給食無償化につきましては、昨日もお答えさせていただいておりますが、学校給食法第11条第2項で、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担となっています。この規定について、政府は自治体が保護者を支援するのを妨げるものではないとの見解を示しておりますが、本市におきましては、給食センターの管理費、施設費、人件費を考えますと、現時点では市単独で実施する財源確保は難しく、保護者から一定の負担をいただく必要があると考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

仮に瑞穂市が無償化に踏み切った場合、今年度で結構でございますが、児童・生徒数等で試算すると、実際どのくらいの財政負担になるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和5年度当初予算における食材費は3億1,902万9,000円となっております。本議会の補正予算で物価高騰分として1,148万6,000円の増額補正をお願いしております。この財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきます。今後、無償化し、国からの補助等がないとすれば、補正後の合計予算額3億3,051万5,000円を一般財源で賄うことになります。

直近の決算額で申し上げますと、令和4年度が3億2,182万2,000円、令和3年度が3億1,057万8,000円となっており、児童・生徒数はほぼ横ばい状況なので、毎年3億円強の一般財源の負担が必要となります。ただし、今後も物価高騰が続くようであれば、さらなる財源負担が必要かと考えられます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

驚きですね。3億の負担になるんですね。当初予算をいただいていますから、それを見ればいいのですが、本日傍聴の方、またあるいはユーチューブで傍聴の方もお見えになると思いますので、改めて給食事業に係る予算の内容について説明をお願いしたいと思います。食材での保護者が負担する割合と、市が税等で補填している場合、そこからの仕組みと総額等を分かりやすく説明していただければありがたいです。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 学校給食は、学校給食法第11条の規定に基づき、給食センターの設置者である市が負担する人件費及び施設や設備に関する経費と、保護者が負担する学校給食費をもって運営しております。この学校給食費で食材の購入を行っているというふうになります。なお、食材の地産地消の推進に当たり、地元産の食材を使用した場合は補助金がありますので、この補助金も活用して食材の購入を行っております。

給食センターの令和5年度当初予算は5億7,211万円となっており、その内訳は、食材費が3億1,902万9,000円、人件費が5,760万5,000円、事務費が6,365万3,000円、施設管理費が1億3,182万3,000円となっており、食材費が予算の55.8%を占めております。食材費を除く経費の合計は2億5,308万1,000円となり、この金額を一般財源で賄っていることとなります。

給食センターは、竣工から今年で16年目となり、今後は施設の老朽化への対応が必要となってきます。また、年間200日を超える給食日数であることから、厨房設備や食缶、食器、さらには運搬車両の更新に係る経費も必要となってきます。限られた予算の中で計画的に進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 要するに、食材の実費負担分として、かなり多く保護者からもいただいているということなのですね。これを税等で負担する意味は何でしょうか。例えば、過疎化で少子化が著しい自治体などでは先駆けて行われたと聞きますが、県下では岐南町が2013年に実施し、行われたと聞いております。しかし、給食費の無償化の恩恵が終わる年齢になると転出してしまう世帯もあるとの話も聞いたことがあります。

市長のマニフェストに給食事業に補助を掲げ、去年、一般質問でも質問がありましたが、検討しているとの答弁をされていますが、その実施状況と内容、基本理念についてお尋ねをします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 誰もが健康で生きがいを持ち幸せに暮らせる健幸都市みずほの実現に向け、7つのビジョンを設けてまちづくりを推進しています。このビジョンの一

つに「子育て・教育」子供たちの未来が光り輝くまちの実現があり、その施策として学校給食費、学校給食事業への補助を掲げております。

学校給食は、心身の健康な発達につながることをはじめ、地産地消による生産者等への感謝と地域への愛着を深め、他の地域の郷土料理の提供を通じて伝統的な食文化を学ぶといった大きな役割を担っています。

昨年度、物価高騰による賄材料費の負担を、家計への影響を考慮して、給食費の値上げに求めるのではなく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、予算額で1,933万5,000円、賄材料費当初予算の6%を補助させていただきました。今年度につきましても、本会議の補正予算で同様にさせていただいており、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、当初予算額の3.6%の1,148万6,000円の補助をしていきたいと考えております。

今後も物価動向を注視しながら、保護者への負担をできるだけ求めないよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

私なりに今回この問題を取り上げる中でいろいろ調べましたが、しかしどこの市でも、調べてみると、公共下水道の事業など必要のないインフラ整備がある程度終えている自治体、そして軌道化している自治体があるように思います。瑞穂市では、まだ公共下水道普及率、県下の市でも最も低くと今年の4月10日付の中日新聞にも記載されている状況で、目の前にやらないといけない課題がある自治体です。要するに、未来への子供たちに住みやすい住環境を残すために、今を生きる大人が責任を持って住環境、基盤整備を行うことこそ先決問題で生かされた税の使い道と考えますが、いかがでしょうか。

現在、国の施策として、全国一律の義務教育対象者の給食費の無償化が議論されているように聞いております。そうした大きな動きが想定される中、自治体単独での子育て支援、いましばらく静観して、税等の公金の使途に優先性の理論を働かせ、正しく施行していただきたいと思うところですが、市長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 6月13日に決定されましたこども未来戦略方針の中では、次のように記述がされています。

学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で小・中学校給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を

丁寧に行い、具体的方策を検討するとしています。

また、6月16日に決定した経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針には、学校給食費無償化の課題整理等を行うにとどまっていますが、少子化対策、こども政策抜本強化はこども未来戦略に沿って抜本的に強化すると報道されています。

学校給食費の無償化は、市長の政策的判断で実施するものではなく、憲法第26条の義務教育はこれを無償とするならば、国が施策や支援を考えていただきたいと思います。

教育施設の長寿命化などのハード面への予算、保育・教育の質の向上などのソフト面への予算も必要な中、安定的な財源確保は難しいと判断しますので、議員がおっしゃるとおり、こども未来戦略方針に基づく国の動向を注視しながら進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

昨今の物価高騰の状況は決して看過できない面があり、保護者の負担も軽減させ、子育てしやすい環境を取る考え、必要性も理解できますが、学校給食法の規定も踏まえ、国との連動性を図る等も重要と考えます。したがって、今後とも国の動向を見据えながら、慎重かつ的確な対応をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2問目の市役所庁舎の建設問題について質問させていただきます。

先般、新聞にて、新庁舎建設候補地に只越地域の農地、第1候補という見出しで記事が報道されました。私も傍聴した新庁舎建設検討委員会で審議がなされた結果で、優先順位です。5つの候補地の中の順位ですが、点数制で順位も決まる方式でしたが、大きな開きはなく、いずれの候補地もそれなり利点がある中で、只越地域が一番になったのです。私の感想ですが、新庁舎に抱く市民の思いが瑞穂市の発展を願い、穂積駅にも比較的近く、新しい真っさらな地域に目に入ったのではないかと感じました。

また、4月13日、これも中日新聞にて新庁舎建設の記事がありました。そのタイトルは、候補地決定、合意つくれるかでした。現庁舎がそうであるように、まちの顔として今後半世紀は使用する庁舎です。そして、変革著しいIT技術の時代にふさわしい庁舎とする必要性がありますし、いつ起きるか分からない南海トラフ大災害にも備えた災害拠点機能も備えた庁舎としなければならないなど、課題は大きいものがあると思います。そうした背景を基に進める大事業で、期待と心配事が入り混じる状況ですが、市の基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

そこで、前置きが長くなりましたが、新聞には次のように書かれていました。アンケートやタウンミーティングなどで市民の声を幅広く聞き、多面的な評価基準から、市民にとって何が必要なのか考える必要があると検討委員の談話が載っていました。市民の声をどのように集約

されているのか、市が新庁舎建設に関して行ってきた内容をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎を建設するに当たり、市民の声を幅広く聞き、多面的な評価基準から、市民にとって何が必要かを考えることはとても大切なことであると認識をしております。

御存じのとおり、新庁舎の建設に関しましては、公募委員、市内公的組織の代表者及び識見者で組織する新庁舎建設検討委員会におきまして、現在、新庁舎の位置、事業規模、事業内容といったことについての新庁舎建設基本計画策定に向け、検討が進められているところでございます。この検討の過程においても、市民の皆様の意見をいかに盛り込んでいくかといったところが重要だと考えていますが、まずは検討委員会で新庁舎の案についての検討を重ねていただき、市民の皆様の御意見を新庁舎の計画に反映させていくことについても、検討委員会でのような方法がより多くの御意見を伺っていけるのかということを検討していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

次に、検討委員会の会議では、敷地面積を5万平米をベースに議論されたように思いますが、かなり大きい面積です。近隣の既に整備が終わった市町と比較してどうなのでしょう。広いにこしたことはないですが、近未来の交通体系は果たして自動車が主流になるのかどうか、ドローンのような空中移動手段が主流になるとも考えられ、そうした発想での庁舎の在り方も視野に考えるべきとも思います。市として考えている規模、把握している状況をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 5月26日に開催されました第5回新庁舎建設検討委員会の資料では、新庁舎を含む土地利用について、敷地面積規模の想定を5万平方メートル程度として検討が行われました。これは、第4回までの検討委員会において、将来のまちづくりの観点を踏まえ、多様な機能を持ち、フレキシブルな利活用により、まちづくりの拠点としての効果が高まる規模として5万平方メートル程度は必要ではないかとの検討結果によるものでございます。この規模につきましては、瑞穂市のまちづくりとしてふさわしいものをと検討委員会において委員の皆様が検討を重ねられ、まとめられたものでございます。

近隣市町の状況についてでございますが、例えば市庁舎周辺に整備する公共施設の有無など状況が様々でありまして、比較するのは難しいと考えます。現段階では、検討委員会における検討結果を尊重していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

また、市のホームページには、瑞穂市新庁舎建設基本構想が示されています。その基本構想によると、総務省の庁舎標準面積算出基準等を根拠にして新庁舎の規模を約1万2,000から1万3,000平米としています。その数字は将来人口を見越しての規模と思いますが、市としては今後人口の推移を、推計をどのように考えているのか、そしてどのような推移を想定しての規模でしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 平成31年3月に策定された瑞穂市新庁舎建設基本構想において、瑞穂市の将来人口について、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口に基づいて考察をしています。この地域別将来推計人口は、国勢調査の結果に基づき公表されるもので、平成27年度の国勢調査に基づく平成30年3月公表のデータが現時点で最新版となっております。これによれば、瑞穂市は2030年程度まで人口は増加すると予想され、その後、緩やかに減少に転ずると予想されております。

なお、令和2年の国勢調査に基づく新しい推計については、今年度中に公表予定と発表されていますので、現在行われております新庁舎建設検討委員会における確認資料の一つとなり得ると考えられます。

また、新庁舎の事業規模及び事業内容につきましては、これからのまちづくりの核となる新庁舎となるよう、検討委員会において検討が進められているところでございます。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

市のホームページを見てみますと、平成24年に策定した穂積庁舎整備改修計画や平成29年の庁舎将来構想、そして平成31年の新庁舎建設基本構想と進められてきているのが分かります。いよいよ新庁舎建設基本計画に結びつけていくのだと思いますが、今後どのように事務を進めていく予定なのか、市のお考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新聞報道などで御存じのことと思いますが、5月26日の第5回、6月9日の第6回の新庁舎建設検討委員会にて新庁舎建設候補地の評価を行い、その結果、第1候補地として只越地域が選考されました。

新庁舎建設につきましては、まずは建設基本計画の策定を目指すところが一番最初となりま

す。そのスケジュールにつきましては、この後8月に第7回の建設検討委員会を開催して、施設の配置計画について御検討いただき、11月頃の配置計画に基づく新庁舎建設基本計画の素案についての検討を開始し、来年2月頃には基本計画最終案の取りまとめができればと現在のところ考えております。今後、検討委員会の状況によりましては、計画案の検討のための時間がもう少し必要となることもあるのではないかとこのふうにも考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

先般、20周年の記念式典で放映された瑞穂市のビデオを見て感じました。その映像は、上空から瑞穂市を見るにつれて、市内にはまだまだ開発できる土地が多いことです。豊かな河川が幾筋も流れる自然を残しながら、いや、河川空間を有効に活用しながら、平たん起伏なく広がる大地と幹線をなす交通網は、まさに恵まれた移住空間と感じた次第ですが、この恵まれた環境を有効に活用することこそ、未来に展望を残すものだと感じました。その拠点となる市役所建設ですから、大変夢のある事業です。先進地を視察して、素晴らしい施設を見るにつけ、瑞穂市にもと思うところが多くありますが、それに比して莫大な経費が要する事業ゆえ、慎重に将来の世代にも喜ばれる施設にしないとイケません。ハードルは高いですが、最後は行政の判断で決まるとお思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

それでは、3点目の質問を行いたいと思います。

午前中、広瀬守克議員の一般質問の中で、特色ある保育所についてと重なる部分がありますが、瑞穂市で学べてよかったと思ってもらえる教育の構築のため、再度質問させていただきます。

瑞穂市では、以前から特色ある学校づくりを進めています。学校には、自由に活用できる予算として各校に100万円を予算化して、各校が創意工夫した授業に充当していたと聞いております。先般、6月1日の市長の2期目の初登庁式で、市長の挨拶の中、瑞穂市にはこのような特色のある保育所、こんな幼稚園、小・中学校があるから瑞穂市に来た、活力あるまちであるから瑞穂市に移り住んできたと言ってもらえるようにしていきたいと話されていました。誠に心強い話だと伺っていました。

この保育所、幼稚園、小・中学校について、どのように運営されていくのか、お考えをお尋ねします。

1つ目ですが、過去には、それぞれ保育所、幼稚園、小・中学校の特色があったように記憶しています。例えば、私が住む牛牧地区の牛牧小学校は理科教育が特色の学校で、生津小学校では英語教育と聞いていました。現在はそうした特色が継承されているのでしょうか。現状そ

それぞれの保育所、幼稚園、小・中の特色についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） それぞれの施設の特色についてお答えしたいと思います。

まず、8園ある保育所ですが、園の特色につきましても、経営方針に明記されておりまして、例えばそれぞれの施設の場所の利点を生かした保育を行っております。具体的には、四季折々の自然に囲まれた環境にある園、樽見鉄道沿線の環境を生かした園など、子供たちは生活や遊びの中で日常的にそれらに触れ、多くの体験をします。また、地域のボランティアの方と一緒に活動している園もあります。個々の学びの中で道徳性や規範意識の芽生えを醸成し、基本的な生活習慣の育成や、遊びや生活の中で豊かな言葉や表現力の向上を目指しております。

ほづみ幼稚園ですが、ほづみ幼稚園は、広く自然豊かな園庭がある恵まれた環境の中で、遊びを通していろいろな体験をし、様々な能力や態度を身につけられるよう、一人一人の発達段階に応じた指導が大切にされております。生きる力の基礎を培うために、生活と心と学びの土台づくりを、伝統である「挨拶をします」「最後までやり抜きます」「優しくします」、この3つの約束を核とした教育活動を通して、家庭や地域と連携をして取り組んでいるところで

す。

また、保育所・幼稚園ともですが、小学校との情報共有や連携強化を図っておりまして、それも進めながら、各園の特色を生かし、目指す子供の姿に向かって保育・教育を行っているところです。

次に小・中学校についてですが、各学校とも学校経営の全体構想を核として、現在も特色ある学校づくりに努めております。一例を挙げますと、理科を通して問題を科学的に解決する児童を育成する学校、英語を通して主体的にコミュニケーションを図ろうとする児童を育成する学校、ともに生きる喜びをつくり出す道徳教育の充実を図っている学校、少人数を生かし、一人一人を手厚く支援するICT環境の充実を図っている学校、相手の立場になって考える平和学習、命の教育でもありますが、それを推進している学校など、それぞれの学校で大切にしたいことを特色として取り組んでいるところです。

また、地域の特色として大事にしたい活動としましては、地域の人や自然、文化と関わりながら学ぶ活動も実際カリキュラムには位置づけられております。特に、総合的な学習の時間では、地域の方の協力の下、野菜や米などを育てる学習、地域の環境に関わる学習、地域福祉や防災に関わる学習などを各学校において行われています。

このように特色ある学校づくりは、各学校でこれまで培ってきた歴史や伝統、保護者や地域の方の願いを受け止めて推進していくことが大切だと思います。今後、さらにそれぞれの園・学校の強みを発揮して、地域の特徴を生かして、目指す子供の姿の具現に向けて、特色ある学校づくりを進め、ふるさと瑞穂に誇りと愛着を持つ子供たちを育てていきたいと思

上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

以前には、学校 1 校当たり 100 万円の予算で特色ある学校づくりが行われてきたと聞いておりますが、現在の予算はどう生かされているのでしょうか。そこもお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほど施設の特色について答弁をさせていただきましたが、瑞穂市内の小・中学校においては、これまでそれぞれの学校が培ってきた歴史や伝統、子供や地域の実態を踏まえて特色ある学校づくりに取り組んでまいりました。日頃の授業はもちろんのこと、道徳や英語、ICT教育など、今各学校が取り組むべき課題は実に多様なものがあります。そのような状況において、各学校が特色ある学校づくりを進めていく中で、瑞穂市内の先生方がお互いにその取組から学び合うことがとても大切なことであり、教職員の指導力の向上に寄与するものと考えています。ひいてはそれは子供に力をつけることにつながるとも考えています。現在も、各学校が自校の教育目標で目指す子供の姿を具現するために、重点として取り組む内容を推進する事業として、特色ある学校づくり推進事業を実施しております。これは各学校の授業計画に基づいてそれぞれ予算を計上しております。

今年度は、より学校の特色を明確に打ち出すように求めているところです。その上で、どこを重点として取り組んでいくのか。教育委員会がその事業内容についてきちっと説明を聞く機会を設けて、学校の主体性も尊重しながら、その内容と必要性については慎重に検討する作業を行っていきたいと考えております。新年度、今よりも学校の特色が明らかに示すことができればよいと思っております。今後も、それぞれの学校が自校の強みを生かして学校経営を推進していくことができるよう、教育委員会としても支援をしてきたいと考えております。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

英語検定の助成制度についてお尋ねします。

瑞穂市独自の事業と聞いておりますが、県内で実施をされている自治体はほかにあるのでしょうか。そして、これからの英語教育をどのように進めていくのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 英語検定の助成制度について、現在把握しているところでは、県内で

は6つの町で実施していると聞いています。岐南町、笠松町、御嵩町では、小・中学生を対象に検定料の半額、輪之内町では全額、神戸町では3,000円を上限として補助していると聞いています。また、池田町においては、中学生・高校生を対象に、受験料から実費の1,000円を引いた額を補助しているとも聞いています。

瑞穂市では、今回の英語検定助成制度として、助成金の上限を5,000円とし、検定料の額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てて、その額の2分の1を乗じた額を助成する予定で、助成は年間を通して1回の支給としまして、瑞穂市の地域振興券によって助成することを考えております。

現在、中学校では、全学年で英検I B Aというのを実施しております。これは英語検定の前段階のものですが、自分の英語力の伸びを把握するとともに、英語に対する意欲をさらに高めることを狙いとしております。それに加えて、今回英語検定の助成をすることによって、国が指標としています中学校卒業レベルの英検3級に挑戦する生徒を少しでも増やしていきたいと、こんなふうに考えています。もちろん学校の教員からも積極的に受験を働きかけまして、一つの目標としてですけれども、英検3級以上の英語力を有していると思われる生徒が55%以上になることを目指して、継続して助成をしていきたいと考えております。

それから、英語教育についてですが、瑞穂市の教育振興計画にありますグローバル化対応教育の推進を基本施策の一つとして、これからも英語教育の推進に力を入れて取り組んでいきたいと思っております。これまでも令和4年度、市内の小学校を英語教育課程の特例校として指定をしました。そして、低学年から外国語活動カリキュラムをスタートしております。今年度はALTの派遣を3年契約として結び、より質の高いALTを継続して配置できるようにもしております。

子供たちにとって英語に親しむことができる環境を高める中で、グローバル化に対応できるよう、多様な価値観を持った人々を尊重し、互いに協調するとともに、コミュニケーション能力及び豊かな語学力を身につけた人材を育成してまいりたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

将来を担う子供たちから、瑞穂市に住んでよかった、瑞穂市で学べてよかったと思ってもらえる教育を行うために、特色ある保育所、幼稚園、小・中学校と15歳までの保育・教育という大きな視点で教育を今後も行っていただければと思います。

以上をもちまして、今議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

以上で本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

---

### 日程第3 議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第41号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。  
提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案について説明をさせていただきます。  
議案第41号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員に欠員が生じたため、新たに今木啓一郎氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上1件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適正なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第41号を会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより議案第41号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、今木啓一郎君の退場を求めます。

〔10番 今木啓一郎君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第41号について、ちょっと質疑をしたいと思います。

今回、議会の選出ということで今木議員が選任されておるわけですが、この今木議員について、彼は不動産業を営んでいる。ということは、監査委員というのは、そういったところの不動産、建築、いろんな工事、そういったところの情報が全部分かるわけですね、結果的に。その情報が漏えいされるという懸念があるんですけれども、執行部としては、不動産業の人、別に法的には触れないかと思っておりますけれども、そういうところを懸念されてこの議案を出されているのでしょうか。確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず大前提といたしまして、議会選出の監査委員、もちろん議員さんでなければならないというのが大前提となります。議員さんでなければならないという条件については御存じだと思いますが、例えばですが25歳以上とか、あと禁錮刑に処されていないこととか制限されます。もちろん地方自治法第92条の2、地方公共団体の議会の議員の請負に関する規定についてももちろん関係してまいります。ただ今の選任の同意を求めております今木議員につきまして、これに該当するということはないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の総務部長の説明ですと、いろんな自治法、あるいはいろんなことで要は法的に触れていないと。だからあれですけれども、そういう疑念は抱いていたのかということ。彼は不動産業をやっているから、そういった情報がひょっとして同業者にも行きますけれども、そういうことを含めて考えてこの議案を提出されてきたのか、そこを確認したいんです。法的な話をしているわけじゃないです。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、先ほど議員であることが大前提であるというお話もさせていただきましたが、今回につきましては、前任者の議会選出の監査委員さんの杉原さんが退職願を出されたことによります新たな選任同意でございますので、議会のほうにこちらのほうの推薦のほうをお願いいたしましたところ、推薦がありました今木議員のほうを執行部といたしましては議案として同意を求めるという形で議案を出させていただいたということですのでよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議会から選出するということは分かっていますけれども、私は、彼は不動産業をやっているから、これはまずいなということは思っていました。ほかの議員の方は多分そこまで考えていなかったんじゃないかなと、このように思います。それが議会の、行政にも言ったんですけれども、そこら辺は、行政としては、彼の職業として見たときにどう思われたのか。適任になるのかな、適任者なのかな。法的な話は別として、感情論もあるかと思っておりますけれども、そこら辺は全然検討していないということやね。そういうふうな解釈でいいですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 逆にそれを検討しなければいけないというきまりはないというふう  
に認識しておりますので、法に触れない形であれば特に問題はないというふうな認識でござい  
ます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 法的な話を前提にされて総務部長は答弁してくるんですけども、  
他市町の自治体の状況を見たときに、そういった方は監査委員になっていないと思うんですよ  
ね。そこら辺は執行部側もよく検討されていると思いますが、他市町の状況を調べられたこと  
があるんでしょうかね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 逆に他市町の状況を私どもは捉えておりません。議員さんであって、  
議会のほうから推薦のあった方につきまして上程をさせていただいております。他市町が通常  
そういうふうになっているというようなことも私ちょっと捉えておりませんので、御理解のほ  
うをよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ※ \_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

※ 後日取消発言あり



今木啓一郎君の入場を許します。

[10番 今木啓一郎君 入場・着席]

---

#### 散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時16分